

逆綴じ

第三 是認される最大較差について

現在、立法府、行政府において、議員定数配分規定の是正の動きがあることは周知のところである。しかし、その中で投票価値の最大較差について、あたかも最高裁判所の示したところとして、一対三を基準とするとの前提で議論がなされているのは理解に苦しむ。昭和五八年一月七日判決理由中の文言からこの基準を最高裁判所のとるところと解しているようであるが、貴庁は明確な態度で較差基準を示されたことはない。

上告人は、一対二を許容される最大較差と考え、これは、また、原判決においても認容されたところである。較差基準についての詳論は避けるが、本件において、最高裁判所としての基準が明確に示されることを切望する。

○ 参 照

第一審判決の主文、事実及び理由

主 文

原告らの請求を棄却する。ただし、昭和五八年一二月一八日に行われた衆議院議員選挙の広島県第一区における選挙は、違法である。

訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実

第一 申立

上告人は、違憲と判断された法令が以後も有効な規範として存在、機能するという結論自体憲法違反であると考える。

すなわち、法秩序の構造は、下位の法規範は上位の法規範に拘束され、上位の法規範に反する下位の法規範はその規範としての存在性を否定される、つまり、無効となることを要求するものである。この一見単純な法秩序の構造は、しかし、法が法として存在するための不可欠の定言的命法なのであり、最高裁判所昭和五一年大法廷判決も、憲法九八条一項を引いてこの理を認めている。

そうであれば、原判決もこの理を忠実に貫いて、議員定数配分規定を無効とし、選挙無効の判決を下されるべきであった。

憲法の最高規範性を担保するものは、やはり違憲審査権の行使と、それによる、「違憲の法令の存在は許されない」との結論に他ならないのである。

第二 将来効判決の検討

法令が違憲と判断された場合、論理的には即座にその法令が無効であると結論されるべきことは前述したところである。しかし、選挙無効による現実的な不都合の発生を理由として、仮に、当面の選挙無効を回避するにせよ、いわゆる事情判決の繰り返しによつては、むしろ、立法府の怠慢を追認することになりかねない。

そこで、上告人は、裁判所が相当の期限を設定して違憲状態の是正を命じ、万一その間に是正が為されなかつた場合に、その期限経過後は当該選挙を無効な法令にもとづくものとして無効宣言する、という方法の検討を提言する。

五 本件の選挙区の議員一人当たりの選挙人数の全国平均からの乖離が五〇パーセントを超えるものであることは、原審の適法に確定するところから明らかであるから、本件の選挙区については、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に当たり、その選挙を無効と判断すべきである。したがつて、選挙無効の請求を棄却し、違法宣言のみにどめた原判決には法令の解釈、適用を誤つた違法があり、その違法が判決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、本件上告は理由があり、原判決を破棄し、本件の選挙区における選挙が無効である旨の判決をすべきである。

裁判官鹽野宜慶は、退官のため評議に関与しない。

(裁判長裁判官 寺田治郎 裁判官 木下忠良 裁判官 伊藤正己 裁判官 谷口正孝 裁判官 大橋進
裁判官 木戸口久治 裁判官 牧 圭次 裁判官 和田誠一 裁判官 安岡滿彦 裁判官 角田禮次郎 裁判
官 矢口洪一 裁判官 島谷六郎 裁判官 長島 敦 裁判官 高島益郎)

上告人らの上告理由

第一 原判決の憲法違背について

原判決は、その理由中で昭和五八年一二月一八日施行の衆議院議員の選挙当時、議員定数配分規定は憲法に違反していたとする。

しかし、結論においては、いわゆる事情判決により選挙の無効を回避している。

ほかないのではなかろうか。もつとも、現実に投票した選挙人の意思を無に帰せしめることは、事の実際において大きな問題であるが、その点も早急に憲法の選挙権の平等の要求に適合するよう議員定数配分規定を改正し、新たな選挙を行うことによつて、右選挙区の選挙人を救済することで満足しなければなるまい。選挙人の基本的権利である選挙権の制約に対する救済がされないままの状態を久しく放置するよりも、あえてこの方法によることを是とすべきものと思う。

四 最高裁判所は、議員定数配分規定の違憲を理由とする選挙無効訴訟を公職選挙法二〇四条の規定に乗せて認める立場をとつてきたのであるが、昭和五一年大法廷判決以降特に、この種訴訟が各地で提起され、今や制度として定着している。もつとも、この方法による選挙無効訴訟を認めることには多くの問題点があり、解決に苦しむ問題も少なくない。しかし、私は、この訴訟を認めた以上、論理の筋を通すべきであると思う。本件において選挙の無効を宣告する如きは性急に過ぎるとの非難も予想されないではない。私も昭和五五年六月二二日に施行された衆議院議員選挙については、本件と同じその議員定数配分規定を違憲としながら、前記の如く選挙の効力については事情判断的処理の途を選んだ。しかし、議員定数配分規定の違憲問題については、これを立法した国会が先づ自らの判断による是正策を講ずべきであつて、裁判所の違憲判断に俟つというが如きは、決して望ましいことではない。昭和五〇年改正法による改正後、議員定数配分規定が是正されないまま放置されている現状において、昭和五八年大法廷判決において右のような所見を述べた私としては、前回に重ねて再度事情判断的処理を繰り返すことは、憲法九八条の規定から考えてもすべきではないと信ずる。

とする問題である。)。

ところで、右改正が、選挙無効の判決のされた選挙区からの選出議員を欠いた状態で行われざるを得ないことを問題とし、一部の国民の意思が代表されていないという非難がある。多数意見もこの点を重く考えていい。しかし、各選挙区から選出された議員はその選挙区を代表するわけのものではなく、全国民を代表する（憲法四三条一項）ものであるから、そのような事態が好ましいものとはいえないにせよ、前記の如く憲法上必要最小限度の要求は充たされているものということができ、右の非難は当たらないものと考える。また、現在のような政党政治の状況下においては、議員定数配分規定の改正も、各政党の意思によつて決せられる部分が多いことを思えば、前記のような状態の下での改正であつても、実質的には選挙人の意思の反映に欠けるところはないものということができよう。

5 以上私の述べたことに対する対しては、選挙を無効とすることによつては議員定数配分規定の違憲状態は毫も改められないとか、議員数の過少な選挙区からの選出議員を欠くこととなり、当該選挙区の選挙人に二重の不利益を与えるだけのことではないか、との批判がある。私は、この批判に対しても次のように答えたい。

いまここで裁判所に求められているのは、過去の昭和五八年一二月一八日に施行された衆議院議員の選挙の効力についての判断であり、違憲の議員定数配分規定の改正は、国会がその責任において行うべきことであり、裁判所に直接その是正措置を期待するが如きは筋違いである。

次に、過少代表選挙区からの選出議員を欠くに至るという点については、当事者は正にそのような判決を求めているのであり、それを不可とするのであれば、もともと本件のような選挙無効の訴訟を始めから否定する

効力を否定すべきものとなるからである。

3 私の見解によれば、本件議員定数配分規定が全体として違憲であるとしても、選挙無効の判決がされる選挙区は、当然のことながら選挙の効力が争われている選挙区のうち、当該選挙区に配分された議員数が憲法の選挙権の平等の要求に適合する範囲内の議員定数配分規定による議員数に比し過少又は過大であつて、選挙の結果に異動を及ぼす虞のある選挙区に限定されることになる。そして、私は、議員一人当たりの選挙人数の較差が一対三を超える状態になつた場合には原則として国会に許容された裁量権の限界を超えるに至つたものと推定するのが相当であると考える（昭和五八年大法廷判決における中村裁判官の反対意見参照）から、議員一人当たりの選挙人数の全国平均からの乖離が上下五〇ペーセントを超える選挙区に限り、右に述べた選挙の結果に異動を及ぼす虞があるものとして、当該選挙区の選挙を無効とすべきものと思う。このように考えれば、選挙無効の判決の結果衆議院の活動が不可能となり、憲法の所期しない事態を招来するとの批判から免れることができると考える。衆議院の開議・議決の定足数は優に確保できるからである。

4 それでは、選挙無効の判決の効力をどのように考えるべきであろうか。

選挙無効の判決は、その確定と同時に将来に向かつて当該選挙を無効とする効果をもたらす結果、右選挙により選出された議員はその資格を失うこととなると解すべきものと思う。そして、その場合、当該選挙区の再選挙を行うには、議員定数配分規定の改正が必要であるから、そのための期間を要することは当然である（なお、右改正については、可分説の立場に立つて過少代表選挙区についてのみ議員数を加えるという形での一部改正をすることは、決して望ましいことではなく、議員定数配分規定の改正は、常にその全部の見直しを必要

判所が無効と宣言した選挙区の選挙のみが無効となるのである。しかも、右規定の下で議員一人当たりの選挙人数がおおむね全国平均の数値に近い選挙区はもちろん、議員一人当たりの選挙人数の較差が違憲とまでは断定し難い選挙区については、その選挙区の選挙は無効とはならないものと解することができる。けだし、右選挙区については、憲法の選挙権の平等の要求に適合するよう議員定数配分規定が改正された場合でも、選出されるべき議員数に変動を生じない可能性があるから、選挙の結果に異動を及ぼす虞がないものといい得るからである（公職選挙法二〇五条一項）。もつとも、この見解に対しても再選挙の結果従前の当選人と異なる者が選ばれる可能性があるので、選挙の結果に異動を及ぼす虞がないとはいえないのではないか、との反論があろう。しかし、ここで問題とされているのは専ら定数配分の不均衡なのであるから、右の虞の有無は、配分された議員数のみを基準として決すべきものと考える。

なお、ここで昭和五一年大法廷判決における岸裁判官の反対意見に言及しておく必要があろう。すなわち、配分議員数が過少な選挙区については、本来配分されるべき数を下回る議員数しか配分されていなかつたのであるから、その選挙区における当選人については、当選の効力を認めるべきであるとするものである。傾聴に値する意見ではあるが、当該選挙区において選出すべき議員数が異なる状態での再選挙を想定すれば、選挙の結果に異動を及ぼす可能性を否定できないばかりでなく、この論理によれば、配分議員数が過大な選挙区については、一個の選挙について人的一部無効を認めることになるから、この見解に賛成することはできない。

以上のように考へることは、本件議員定数配分規定を全体として違憲と解することと矛盾するものではない。けだし、それぞれの選挙区については、違憲の瑕疵が選挙の結果に異動を及ぼす場合に初めてその選挙の

1 憲法に違反する議員定数配分規定は、憲法九八条により無効の法規のはずであり、その無効の議員定数配分規定に基づいて行われた選挙は本来無効と宣言されるべきものである。にもかかわらず、前記の如く事情判決的処理をすることは、極めて例外的な場合にのみ許されるべきものであり、本件の如き定数配分規定の是正を目的とする選挙無効訴訟について常に事情判決的処理をし、また、しなければならないとすることは、昭和五一年大法廷判決が、「現行法上選挙人が選挙の適否を争うことのできる唯一の訴訟」であるとして、公職選挙法二〇四条の規定に乗せて議員定数配分規定の違憲を理由とする選挙無効の訴訟を認めた趣旨にもとることとなるであろう。右大法廷判決は、憲法上保障された基本的権利である選挙権の制約に対する救済に主眼を置くもので、例外的な場合を除いて選挙無効の判断をすべきことは、むしろ当然の帰結であると考える（抽象的に議員定数配分規定の違憲宣言を求める訴訟の形式は、現行法上認められていないことも考えなければならない。）。

さらに、私が最もおそれるのは、違憲の議員定数配分規定について、早期・適切な是正を期待した国会がその挙に出でずして荏苒として時を過し、違憲の議員定数配分規定により選挙が繰り返し行われ、裁判所がこれに対しその都度、事情判決的処理をもつて応待するということになれば、それは正に裁判所による違憲事実の追認という事態を招く結果となることであつて、裁判所の採るべき途ではないと考える。

2 次に、私は本件議員定数配分規定は全体として違憲と考えるのであるが、このような考え方立つて右規定を無効と評価するとしても、この規定に基づく選挙の全部が当然に無効となるものではないと解する。

本件のような訴訟が公職選挙法二〇四条の規定に乗せて許容されるものである以上、個々の訴訟において裁

一 私も本件議員定数配分規定は全体として憲法に違反するものと考える。その理由は多数意見に示すところであつて、これに付加して述べることはない。

しかしながら、本件選挙の効力については、私は、多数意見に賛同することを得ない。以下、その理由を述べる。

二 私は、昭和五五年六月二二日施行の衆議院議員選挙の選挙無効訴訟において、当時における議員定数配分規定は、憲法一四条、一五条、四四条に違反し、違憲の法規であると考える旨の意見を述べた（昭和五八年大法廷判決における私の反対意見参照）。そして、右違憲の議員定数配分規定に基づいて行われた選挙の効力については、これを無効とすることなく、行政事件訴訟法三一条の規定に現われた一般的な法の基本原則に従い、いわゆる事情判決的処理をすべきものと考えた。けだし、選挙を無効とすることは、昭和五一年大法廷判決における多数意見が説示しているように憲法の所期しない異常な事態を招くものであり、しかも議員定数配分規定の改正は国会のみが果たし得る権能であり、裁判所として配分議員数や選挙区割につき直接その是正措置を講ずることは憲法の許さないところであることを思えば、裁判所が議員定数配分規定の違憲性を明示しさえすれば、国会はその是正を図るであろうことを当然に期待し得るものと信じたからにほかならない。また、昭和五〇年改正法による改正後の議員定数配分規定について、当裁判所としてその違憲性につき判断するのは最初のことであるので、特にその点を考慮にいれたからであつた。

三 しかし、本件選挙については、私は、先の意見と異なる結論を採らざるを得ない。その理由は以下のとおりである。

をすべき旨を主張した。しかし、右大法廷判決の多数意見は、当時の議員定数配分規定の下における議員一人当たりの選挙人数の較差は憲法の選挙権の平等の要求に反する状態にあることは認めたものの、その是正のための合理的期間が経過したものとは認められないとして、議員定数配分規定は違憲とは断定できないとしたのである。したがつて、当裁判所として昭和五〇年改正法による改正後の現行議員定数配分規定につき事情判決的処理をするのは初めてであつて、事情判決的処理の繰り返しが相当でないとする非難が当たらないことは、もとよりである。

三　違憲の議員定数配分規定に基づいて行われた選挙を無効とすることなく、事情判決的処理によつてその効力を維持すべきこととする背後には、裁判所の立場から国会に対し早急に議員定数配分規定の是正を実現することを促す趣旨が込められているものと考える。したがつて、国会としては、この点を充分考慮し、速やかに右規定の是正を図るべきである（なお、右是正に当たつては、今後の人口異動の動態をも予測して、少なくとも、改正後五年間位—公職選挙法別表第一末尾参照—は再度の是正を必要としない程度の改正をすることが望まれる）。本件選挙について前記のような趣旨を含む事情判決的処理がされたにもかかわらず、なお国会が議員定数配分規定の改正を行わないと、同一の違憲の議員定数配分規定に基づき選挙が行われたときは、ものはやその選挙につき重ねて事情判決的処理を繰り返すことは相当でなく、この場合は多数意見の指摘するような憲法上若干の不都合が生ずることがあるとしても、原則どおり、当該選挙を直ちに無効とするか、又は少なくとも一定期間経過後に選挙無効の効果を生ずるとの判決をすべきものと考える。

裁判官谷口正孝の反対意見は、次のとおりである。

することも、できないわけのものではない。けだし、議員定数配分規定の違憲を理由とする選挙無効訴訟（以下「定数訴訟」という。）は、公職選挙法二〇四条所定の選挙無効訴訟の形式を借りて提起することを認める」ととされているにすぎないものであつて（昭和五一年大法廷判決参照）、これと全く性質を同じくするものではなく、本件の多数意見において説示するとおり、その判決についてもこれと別個に解すべき面があるのであり、定数訴訟の判決の内容は、憲法によつて司法権にゆだねられた範囲内において、右訴訟を認めた目的と必要に即して、裁判所がこれを定めることができるものと考えられるからである。

もつとも、本件が選挙無効の請求を棄却し、違法宣言のみにとどめるのが相当である場合に当たるものと解すべきことは、多数意見の判示するとおりであるから、所論⁽¹⁾は本件においては採用するに由ないものというほかはない。

裁判官木戸口久治の補足意見は、次のとおりである。

一 多数意見は、本件選挙は違憲の議員定数配分規定に基づくものであるとした上、本件においては、その説示する一般的な法の基本原則に従いいわゆる事情判決的処理をすべきものとしたが、私の見解もこれと同一であり、かつ、これに関する裁判官寺田治郎、同木下忠良、同伊藤正己、同矢口洪一の補足意見にも賛成するものであるが、ただ、昭和五八年大法廷判決において反対意見を述べた私の立場から、なお若干追加して述べておきたい。

二 私は、昭和五八年大法廷判決の反対意見において、昭和五五年六月二二日に施行された衆議院議員選挙につき、本件と同一の議員定数配分規定を違憲としつゝ、右選挙の効力を否定することなく、事情判決的処理

行われた点にあることは、多数意見の判示するところから明らかであるから、本件選挙が違法である旨の宣言は、実質的には、本件選挙が憲法に違反するものであることを明らかにしたものにほかならない。昭和五一年大法廷判決がその主文において選挙の違法宣言をしたのも、同様、選挙の違憲宣言の趣旨であつたことは、判文上容易にうかがい得るところである。

二 昭和五八年大法廷判決は、昭和五五年六月施行の衆議院議員選挙當時投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反するものであることを肯定しながら、いまだその是正のための合理的期間が経過したものとはいえないとして、議員定数配分規定を憲法に違反するものと断定することはできないと判断したが、右投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つていたことを重視し、議員定数配分規定はできる限り速やかに改正されることが望まれる旨を付言した。それにもかかわらず、その後現在まで右改正は実現していない。そして、右規定のは正のための合理的期間が既に経過していることは、多数意見、反対意見を通じて異論のないところであり、また、本判決のは認する原判決の違法宣言の実質が違憲宣言であることを併せ考えると、右は正の急務であることは、昭和五八年大法廷判決当時の比ではない。一日も早く右のは正措置が講ぜられるべきものであることを強調せざるを得ない。

三 ところで、右は正措置が講ぜられることなく、現行議員定数配分規定のままで施行された場合における選挙の効力については、多数意見で指摘する諸般の事情を総合考察して判断されることになるから、その効力を否定せざるを得ないこともあり得る。その場合、判決確定により当該選挙を直ちに無効とすることが相当でないとみられるときは、選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に始めて発生するという内容の判決を

あることを明示した昭和五八年大法廷判決の言渡から本件選挙までの期間や本件選挙当時の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差の程度等本件に現れた諸般の事情を併せ考察すると、本件は、前記の一般的な法の基本原則に従い、本件選挙が憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し、主文において右選挙の違法を宣言するにとどめ、右選挙は無効としないこととするのが相当である場合に当たるものというべきである。

四 結論

以上の次第であるから、上記判示と同様の見解の下に、本件請求を棄却した上で、当該選挙区における本件選挙が違法であることを主文において宣言した原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は、その余の論点を含め、すべて採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法三九六条、三八四条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官寺田治郎、同木下忠良、同伊藤正己、同矢口洪一の補足意見、裁判官木戸口久治の補足意見、裁判官谷口正孝の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官寺田治郎、同木下忠良、同伊藤正己、同矢口洪一の補足意見は、次のとおりである。

一 多数意見は、その説示にかかる一般的な法の基本原則に従い選挙人たる上告人らの選挙無効の請求を棄却し、主文において当該選挙区における本件選挙の違法を宣言するにとどめるべきものとし、これと同旨の原判決を正当として是認するものである。

ところで、本件選挙が違法であるとされる所以は、本件選挙が憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて

【要旨第1】

およそ公職選挙法二〇四条の訴訟において請求認容の判決がされたときは、当該選挙は無効となり、直ちに法定期間内の再選挙が施行されて違法状態が是正されることになるのであるが、議員定数配分規定の違憲を理由とする同条の規定に基づく訴訟においては、当該選挙を無効とする判決をしても、直ちに再選挙施行の運びとなるわけではなく、憲法に適合する選挙を施行して違憲状態を是正するためには、議員定数配分規定の改正という別途の立法手続を要するのである。その意味において、かかる訴訟の判決については、一般の公職選挙法二〇四条の訴訟のそれと別個の考慮を要するものというべきであり、かような見地からして、たとえ当該訴訟において議員定数配分規定が違憲と判断される場合においても、これに基づく選挙を常に無効とすべきものではない。すなわち、違憲の議員定数配分規定によつて選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているといふ不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法三一条一項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである（昭和五一年大法廷判決参照）。そして、右のような見地に立つて本件についてみると、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数又は人口の較差の推移は、前判示のとおりであり、右較差が漸次拡大の傾向をたどつていたことは、それまでの人口の動態等から十分予測可能なところであつて、決して予期し難い特殊事情に基づく結果ではなかつたことは否定できないが、他方、本件議員定数配分規定の下における投票価値の不平等状態が違憲の程度に

は、一応解消されたものと評価することができるものというべきであるが（昭和五八年大法廷判決参照）、その後、昭和五五年六月の衆議院議員選挙当時における前記一対三・九四の較差は選挙権の平等の要求に反する程度に至つていたものであり、右選挙時を基準としてある程度以前において右較差の拡大による投票価値の不平等状態が選挙権の平等の要求に反する程度に達していたと認められることは、先に昭和五八年大法廷判決の指摘したとおりである。のみならず、右選挙当時から本件選挙当時まで右較差が漸次拡大の一途をたどつていったことは、毎年九月現在の選挙人名簿登録者数などによつて周知のことである。しかるに本件において、投票価値の不平等状態が違憲の程度に達した時から本件選挙までの間に右較差の是正が何ら行われることがなかつたことは、投票価値の不平等状態が違憲の程度に達したかどうかの判定は国会の裁量権の行使として許容される範囲内のものであるかどうかという困難な点にかかるものである等のことを考慮しても、なお憲法上要求される合理的期間内のは正が行われなかつたものと評価せざるを得ない。したがつて、本件議員定数配分規定は、本件選挙当時、憲法の選挙権の平等の要求に反し、違憲と断定するほかはない。

そして、本件議員定数配分規定は、その性質上不可分の一体をなすものと解すべきであり、憲法に違反する不平等を生ぜしめている部分のみならず、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解すべきである（昭和五一年大法廷判決参照）。

三 本件選挙の効力

以上のように、本件議員定数配分規定は本件選挙当時全体として違憲であるが、これに基づいて行われた選挙の効力については、更に考慮を要する。

一人当たりの選挙人数の較差は最大一対三・九四に達し（以上につき昭和五八年大法廷判決参照）、更に本件選挙当時においては、右較差が最大一対四・四〇に拡大するに至つたことは、原審の適法に確定するところである。

本件選挙当時の右較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、選挙区の選挙人数又は人口と配分議員数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされる衆議院議員の選挙の制度の下で、国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしやくしてもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものというべきであり、また、公職選挙法制定後に行われた議員定数配分規定のいずれかの改正の際に、選挙制度の仕組みに変更を加え、その結果、投票価値の不平等が合理性を有するものと考えられるような改正が行われたものとみることができないことは、昭和五八年大法廷判決の説示するとおりであつて、他に、前記投票価値の不平等を正当化すべき特別の理由を見出すことはできない。したがつて、本件選挙当時において選挙区間に存した投票価値の不平等状態は、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つていたものというべきである。

2 選挙区間における議員一人当たりの人口又は選挙人数の較差は、昭和五〇年改正法による改正の結果最大一対二・九二に縮小することとなつたものが、昭和五五年六月の衆議院議員選挙当時においては最大一対三・九四に、更に本件選挙当時においては最大一対四・四〇に拡大するに至つたことは前記のとおりであるが、このように右較差が拡大したのは漸次的に生じた人口の異動によるものと推認することができる。

そして、昭和五〇年改正法による改正の結果、従前の議員定数配分規定の下における投票価値の不平等状態

もつとも、制定又は改正の当時合憲であつた議員定数配分規定の下における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数又は人口（この両者はおむね比例するものとみて妨げない。）の較差がその後の人口の異動によつて拡大し、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つた場合には、そのことによつて直ちに当該議員定数配分規定が憲法に違反するとすべきものではなく、憲法上要求される合理的期間内のは正が行われないとき初めて右規定が憲法に違反するものというべきである。

4 また、議員定数配分規定そのものの違憲を理由とする選挙の効力に関する訴訟は、公職選挙法二〇四条の規定に基づいてこれを提起することができるものと解すべきである。

5 以上は、最高裁昭和四九年行(75号)同五一年四月一四日大法廷判決（民集三〇巻三号一二三頁。以下「昭和五一年大法廷判決」という。）及び同昭和五六六年行(57号)同五八年一一月七日大法廷判決（民集三七巻九号一二四三頁。以下「昭和五八年大法廷判決」という。）の趣旨とするところであり、これを変更すべき理由はない。

二 本件議員定数配分規定の合憲性

【要旨第一】

1 本件選挙が依拠した公職選挙法二三条一項、同法別表第一、同法附則七ないし九項の議員定数配分規定（以下「本件議員定数配分規定」という。）は、昭和五〇年法律第六三号（以下「昭和五〇年改正法」という。）による改正にかかるものであるが、右改正の結果、昭和四五年一〇月実施の国勢調査による人口に基づく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差は最大一対四・八三（以下、較差に関する数値は、すべて概数である。）から一対一・九二に縮小したところ、昭和五五年六月施行の衆議院議員選挙当時の選挙区間における議員

3

衆議院議員の選挙の制度につき、公職選挙法がその制定以来いわゆる中選挙区單記投票制を採用しているのは、候補者と地域住民との密接な関係を考慮し、また、原則として選挙人の多数の意思の反映を確保しながら、少数者の意思を代表する議員の選出をも可能ならしめようとする趣旨に出たものと考えられる。このような制度の下において、選挙区割と議員定数の配分を決定するについては、選挙人数と配分議員数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準であるというべきであるが、それ以外にも考慮されるべきものとして、都道府県、市町村等の行政区画、地理的状況等の諸般の事情が存在するのみならず、人口の都市集中化の現象等の社会情勢の変化を選挙区割や議員定数の配分にどのように反映させるかということも考慮されるべき要素の一つであり、このように、選挙区割と議員定数の配分の具体的決定には、種々の政策的及び技術的考慮要素があり、これらをどのように考慮して具体的決定に反映させるかについて客観的基準が存在するものでもないから、議員定数配分規定の合憲性は、結局は、国会が具体的に定めたところがその裁量権の合理的行使としては認められるかどうかによつて決するほかはない。

右の見地に立つて考えても、公職選挙法の制定又はその改正により具体的に決定された選挙区割と議員定数の配分の下における選挙人の投票の有する価値に不平等が存し、あるいはその後の人口の異動により右のような不平等が生じ、それが国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしやくしてもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、右のような不平等は、もはや国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、憲法違反と判断されざるを得ないものというべきである。

したときにその効力を生ずる選挙無効の判決をすべきである、というのである。

一 選挙権の平等と選挙制度

1 憲法一四条一項の規定は、国会を構成する衆議院及び参議院の議員を選挙する国民固有の権利につき、選挙人資格における差別の禁止にとどまらず（四四条但し書）、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等をも要求するものと解すべきである。

2 議会制民主主義の下における選挙制度は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることを目的としつつ、他方、政治における安定の要請をも考慮しながら、各国の実情に即して決定されるべきものであり、そこには普遍的に妥当する一定の形態が存在するというものではない。日本国憲法は、国会の両議院の議員を選挙する制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねているのであるから（四三条、四七条）、投票価値の平等は、憲法上、右選挙制度の決定のための唯一、絶対の基準となるものではなく、原則として、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならぬ。

それゆえ、国会が定めた具体的な選挙制度の仕組みの下において投票価値の不平等が存する場合に、それが憲法上の投票価値の平等の要求に反しないかどうかを判定するには、憲法上の投票価値の平等の要求と前記の選挙制度の目的とに照らし、右不平等が国会の裁量権の行使として合理性を是認し得る範囲内にとどまるものであるかどうかにつき、検討を加えなければならない。

に違反があるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、

その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

行政事件訴訟法三一条一項 取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない。

○ 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

○ 理 由

上告人らの上告理由について

本件上告理由の要旨は、(一) 原判決が、昭和五八年一二月一八日施行の衆議院議員選挙（以下「本件選挙」という。）の当時、衆議院議員の議員定数の配分を定めた公職選挙法の規定が全体として違憲であることを認めながら、上告人らの選挙無効の請求を棄却するとともに、上告人らの属する選挙区における選挙が違法である旨を宣言するにとどめたのは、憲法に違背するものである、(二) 仮に、本件選挙を直ちに無効とすることが相当でないというのであれば、国会が議員定数配分規定の違憲状態を是正するために必要な相当の期間が経過

8 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

	東京都 第二区	五人
神奈川県 第四区		四人
大阪府 第二区	五人	五人
兵庫県 第一区	四人	五人

9 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

(二) 公職選挙法二〇四条 衆議院議員及び参議院議員の選挙において、その選挙の効力に關し異議がある選挙人又は公職の候補者(參議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等)は、衆議院議員及び参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会を、参議院(比例代表選出)議員の選挙については中央選挙管理会を被告とし、当該選挙の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

同法二〇五条一項 選挙の効力に關し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定

公職選挙法一項、定数分配規定の合憲性第一、その他、同法附則七項ないし九項の衆議院

				大阪府
	第三区		第一区	
	北豊三寝茨枚守高吹池豊 河能島屋木方口楓田田中 内川郡郡市市市市市市市		西東住阿生浪南天大港西 住吉倍野速王正 成吉野寺 区区区区区区区区区区	
第七区	交四門大寝枚守 條真東屋方口 野啜川市市市市市市	第三区	豊三摂箕茨高吹池豊 能島津面木楓田田中 郡郡市市市市市市市	第六区
			平東阿生南天 住倍野王 野吉野寺 区区区区区区区	第一区
	三人	四人		住西住浪大港西 之江成吉速正 区区区区区区区
			三人	三人

第一区 横浜市		神奈川県	
第四区	第一区	神奈川県	第十一区
大相茅藤 模ヶ和原崎 市市市	瀬旭港戸金磯保南 谷南塚沢子ヶ谷 区区区	緑港中西神鶴 北奈見川 区区区	西秋稻多泊福日町調府青八 多摩川城摩江生野田布中梅王子 郡市市市市市市市市市市市市市
四人	四人	四人	四人
第一区 名古屋市	愛知県	第三区	
第六区	第一区	津愛足足中高茅小藤平 久甲柄柄座ヶ田沼塚 井下上崎原 郡郡郡郡郡郡市市市市	
天綠南港中熱瑞昭 白川田穂和東山村種 区区区区区区	愛知県	第五区	第三区
四人	四人	三人	三人

公職選挙法第三条第一項、同法別表第一、その他、同法附則七項ないし九項の衆議院議員の議員定数分配規定の合憲性

第一区 千葉県	第一区 埼玉県
東市千野松船市千 葛原葉田戸橋川葉 飾郡郡市市市市市	北大浦川 足立宮和口 都市市市
第四区 千葉県	第五区 埼玉県
東鎌我流柏野松市八市習船千 葛ヶ孫山田戸川千原志橋葉 飾谷子代野 都市市市市市市市市市市市	北北桶新和志朝与上鴻大鳩戸蕨草浦川 足立本川座光木霞野尾巣宮ケ田加和口 立郡市市市市市市市市市市市市市市

第七区 千葉県	第六区 埼玉県	第五区 埼玉県	第一区 埼玉県
北南西青三武立八 多多多梅鷹藏野王 摩摩摩郡郡市市市市市	江葛足荒江墨 戸川飾立川東田 区区区区区区	練板北豊 馬橋島東京宿 区区区区区区	台文新港中千 代田東京央田 区区区区区区

第七区 千葉県	第十区 東京都	第六区 東京都	第九区 東京都	第五区 東京都	第八区 東京都	第一区 東京都
武東清東保田国国東小小昭三武立 藏久大谷無立分村平金島鷹藏川 村留瀬和寺山平井 山米市市市市市市市市市市市市	江葛足荒江墨 戸川飾立川東田 区区区区区区	練板北豊 馬橋島東京宿 区区区区区区	練豊台文中 馬島東京央宿 区区区区区区	新港千代田 東京央田 区区区区区区	千代田 東京央宿 区区区区区区	代田 区区区区区区

第一区	宮崎県	日延宮	東国東	三人
		児宮	見毛佐	郡郡郡郡
第一区	鹿児島県	湯崎向岡崎	東國東	三人
		臼杵	郡郡市市	郡郡郡郡
第一区	鹿児島県	枕木野	南北都	三人
		串木野	西諸那珂	郡郡市
第一区	鹿児島県	鹿児島市	北諸那珂	三人
		辺宿	郡郡市	郡郡郡
第三区	沖縄県	肝属屋	阿川内	三人
		贈伊良佐	久根水	郡郡郡市
第二区	大島支庁管内	鹿屋	薩摩	三人
		熊毛	始良佐	郡郡郡市

本表は、この法律施行の日から五年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によつて、更正するのを例とする。

同法附則七項ないし九項 7 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区は、それぞれ当該下欄に掲げる選挙区に分割し、当該選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。この場合において、千葉県第一区の分割にかかわらず、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条の規定による衆議院議員の選挙区に関する千葉市に係る特例については、なお従前の例による。

議公職選挙法一定の議員法定三数分配条分規定の合憲性別表第一、同法附則七項ないし九項の衆議院その他

福岡県					
第三区		第二区		第一区	
門司	小三山	八三三	浮柳	大久	嘉鞍遠飯直戸八若
市	郡	郡	郡	郡	筑朝宗糟福
司倉	池門	女瀧井羽川	牟留	穗手賀塚方	烟幡松島良紫倉像屋岡
市	郡	郡	郡	郡	市
市	郡	郡	郡	郡	市
五人		五人		五人	
熊本県		第二区		第一区	
鹿児	玉	飽	荒	熊	南北東大佐
本名	託	尾	本	岐	南北西諫島長
郡	郡	郡	市	浦	对馬支厅管内
郡	郡	郡	市	浦	高来
市				村	彼
五人		四人		五人	
長崎県		第一区		第四区	
築	京	田	田	築	京田
上都	都	川	川	上都	川
郡	郡	郡	市	郡	郡
市				市	
五人		四人		五人	
第一区		大分県		第二区	
中津	別府	日向	大分	南北	天球葦八下上宇人八阿菊
一	一	一	一	一	益益
二	二	二	二	二	草磨北代城
三	三	三	三	三	土侯吉代蘇池
四	四	四	四	四	郡
市	郡	郡	郡	郡	市
市	郡	郡	郡	郡	市
市	郡	郡	郡	郡	市
市	郡	郡	郡	郡	市
四人		五人			

山口県			広島県		
第三区			第一区		
萩宇下 比双甲神芦深沼世御三福尾 豊賀安吳 高山安佐広			第一区		
部関 婆三奴石品安隈羅調原山道 田茂芸 田県佐伯島			市市市 郡郡郡郡郡郡郡市市 郡郡郡市 郡郡郡市		
五人	四人	三人	五人	四人	三人
第一区	第二区	第一区	第一区	第二区	第一区
香川県 徳島県	吉佐都熊玖大徳山光岩下防	阿大美豊厚小	香小木大高	敷波濃毛珂島山口 国松府 武津禰浦狭	野田
川豆田川松 郡郡郡郡市	郡郡郡郡郡市市市市市	郡郡郡郡郡市市市市市	郡郡郡郡市	郡郡郡郡市	郡郡郡郡市
三人	五人	五人	五人	四人	四人
高知県 第三区	第二区	第一区	第一区	第二区	第一区
南北東西喜八字 宇新周越西新今 上伊温松 三仲綾坂丸	字幡和 居治 浮穴 予泉山 多歌出龟	居治 穴 予泉山 度	宇多 濱島 摩居桑智条浜	和和和和和和和和	和和和和和和和和
郡郡郡郡郡市市 郡郡郡郡郡市市市市市	郡郡郡郡郡市市市市市	郡郡郡郡市	郡郡郡郡市	郡郡郡市	郡郡郡市
五人	三人	三人	三人	三人	三人

議員選挙法
議員定数
分配規則
規定の合憲性
別法第一、同法附則七項ないし九項の衆議院
その他

		第四区		第三区		第二区	
		四人		三人		五人	
島根県	鳥取県	第二区		第一区		奈良県	和歌山县
		東西日有田新		伊那海海和		多氷美朝養出城豊	
		牟牟高田辺宮		都賀草南		紀上方来父石崎岡	
		婁婁		山		郡郡郡郡郡郡市	
		郡郡郡市		郡郡郡市		郡郡郡郡郡郡市	
		五人	四人	三人	三人	五人	三人
		第二区		第一区		第一区	
		阿川上吉後小浅都児笠玉児玉倉		久英勝苦真上邑和赤御津岡		岡山県	
		哲上房備月田口窪島岡島島野敷		米田田田庭道久氣磐津山山			
		郡郡郡郡郡郡市市市市市市市		郡郡郡郡郡郡市市市市市市市			
		五人		五人			

滋賀県
京都府

中与加何天船北南相綴久宇乙宇綾舞福伏右
下東左中上
謝佐鹿田井 桑桑 染喜世治訓治部鶴 知見京
京山京京京
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡都市市市市区区

五

五
人

五

大坂府

池 豊 城 旭 東 東 西 大 東 此 福 都 北 西 東 住 阿 生 浪 南 天 大 港 西
田 中 東 成 淀 淀 淀 花 島 島 成 吉 住 倍 野 速 王 正 野 野
市 市 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区
都 郡

四

四

兵庫県

第五区

第四区

第二区

洲西尼神 泉泉泉貝泉岸堺 中南富八布 北豊三寝茨枚守高吹
 本宮崎戸 佐塚大和 河河田 尾施 河能島屋 木方口楓田
 市市市市 郡郡市市市市 郡郡市市市市 郡郡郡市市市市市

一一八

三

三
人

四
人

四
人

愛知県	第三区	第二区	第一区
第一区	引浜周磐磐浜富駿田賀吉伊富三熱沼小棟志安庵焼島清静	佐名智田田松士東方茂原東士島海津笠原太倍原津田水岡	郡郡郡市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
名古屋市	五人	四人	五人
第四区	第三区	第二区	
北豊設川橋樂	東西額幡碧安挙刈碧岡海中葉丹津一 加加田豆海城母谷南崎部島栗羽島宮	知西東愛春半瀬 春春多日日知井田戸	郡郡郡市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
郡市	四人	三人	四人
第二区	第一区	三重県	第五区
南北牟婁婁	志度多摩會氣南阪山治	阿一安河鈴三員桑鈴上柔四津 賀山志濃芸鹿重弁名鹿野名	渥寶南設 渥寶南設
郡郡郡郡郡市	市市市市市市	市市市市市市	郡郡郡郡郡
四人	五人	三人	

議員選挙法一定數三分割規定の合憲性第一、同法附則七項ないし九項の衆議院その他

福井県

第二区	第二区	石川県	第二区	第一区
珠鳳鹿羽河七 洲至島昨北尾 郡郡郡郡市	石能江小金 川美沼松沢 郡郡郡郡市		西東氷射新高 礪礪見水湊岡 波波郡郡郡郡市	婦下中上魚富 新新新負川川川 郡郡郡郡市市市

四人	三人	三人	三人	三人
----	----	----	----	----

長野県

第四区	第三区	第二区	第一区
北南東西松 安安筑筑本 曇曇摩摩 郡郡郡郡市	下上諏諏飯岡 伊伊訪訪田谷 那那郡郡郡郡市	埴小北南上 佐佐科縣久 郡郡郡郡市	下上下上更長 水水高高級野 内内井井郡郡市

三人	四人	三人	三人	五人
----	----	----	----	----

岐阜県

静岡県	第二区	第一区
	吉大益恵土可加郡中多高 城野田那岐児茂上津治山 郡郡郡郡郡郡市市市	武山本揖安不養海羽稻関大岐 儀県巢斐八破老津島葉垣阜 郡郡郡郡郡郡市市市

東京都					
第六区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区
足荒江墨	練板北豊	杉中波	世目	大品台文新港	千中代
立川東田	馬橋島	並野谷	田黒谷	田川東京宿	央田
区区区区	区区区区	区区区区	区内管	区内管	区内区区
五人	四人	三人	三人	三人	四人

神奈川県					
第三区	第二区	第一区	第七区		
津愛足中高茅小藤平	三鎌川横須浜	横	北南西青三武立八江葛		
久柄柄甲下上	ヶ田沢塚浦倉崎賀	須浜	多多多梅鷹藏野	戸川	飾
郡郡郡郡市市市市	郡市市市市市市市	市市市市市市市	郡郡郡市市市市	市市市市市市	区区区区区区
五人	四人	四人	五人		

新潟県					
富山県	第四区	第三区	第二区	第一区	
西中東中高頸頸頸魚城城城沼	刈南北古三南柏三長魚魚志島蒲沼沼	岩東中北新蒲蒲蒲船原原原	佐西新蒲津発原原原	西新蒲渡原田	
郡郡郡郡市市市市	郡郡郡郡市市市市	郡郡郡郡市市市市	郡郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市	
三人	五人	四人	四人	三人	

議員選挙法一
議員定数
分配規定期
の合憲性
別表第一、
その他の
同法附則七
項ないし九
項の衆議院

第一区	群 馬 県	第二区		第一区	栃 木 県	第三区	
佐利勢伊前		足安下芳佐柄足	那塩上河鹿宇			結猿真筑新吉土	
波根多勢橋		利蘇都賀野木利須谷	都内沼宮			城島壁波治河浦	
郡郡郡市		郡郡郡市	郡郡郡市	郡郡郡市		郡郡郡市	

三人

五人

五人

五人

第三区	第二区	第一区	埼 玉 県	第三区	第二区
大兒秩秩熊	比入所川	北大浦川		吾碓北多北群高	邑山新太桐
里玉父父谷	企間沢越	足立	甘	妻冰樂	群馬崎
郡郡郡市	郡郡市	郡市市	樂	田	田生

三人

三人

四人

四人

三人

第三区	第二区	第一区	千 葉 県	第四区
安夷君山長茂木館	香匝海印佐銚	東市千野松船市千		北南北行
房隅津武生原更津	山取瓈上簷原子	葛原葉田戸橋川葉飾		葛埼埼田
郡郡郡市	郡郡市	郡郡市	市	飾玉玉

五人

四人

四人

三人

公職選挙法一三条一項、同法別表第一、同法附則七項ないし九項の衆議院議員の議員定数分配規定の合憲性 その他

第二区	第一区	秋田県	第二区	遠志加黒
雄平仙由横	河南山北鹿大能秋		本牡桃登栗玉石	
勝鹿北利手	秋秋辺本角館代田		吉鹿生米原造巻	田田美川
郡郡郡郡市	郡郡郡郡都市市市		郡郡郡郡郡市	郡郡郡郡
四人	四人		四人	

第二区	第一区	茨城县	第三区	第二区
多久那日	北稻行鹿西東水		相双石平	田石西東大河耶北南岩
賀慈珂立	相敷方島茨茨戸		馬葉城	白白沼沼麻会会瀬
郡郡郡市	馬城		村川河川	津津郡郡郡郡
郡郡郡市	郡郡郡市		郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡

同法別表第三

選舉區

北海道

第一区 札幌市内管支志後

旭川市
留萌市
稚内市
上川支厅管内
宗谷支厅管内
留萌支厅管内

函馆市
檜山支厅管内
渡島支厅管内

第三区
第二区

議員數

第五区
青森県
十勝支厅管内
釧路国支厅管内
根室支厅管内
網走支厅管内

宮城県

第一区	呂城県	第二区	第一区
宮名宣伊柴刈古塩仙		氣東西江胆和稗大一	二九下上紫巖
城取理具田田川竈台		磐磐刺沢賀貫船ノ 仙井井渡関	閉閉戸戸伊伊波手
郡郡郡郡郡市市市		郡郡郡郡郡郡市市市	郡郡郡郡郡郡市市市

五

四
人

四
人

結果余儀なくされる不都合を回避することを相当とする判示のよ
な事情があるときは、いわゆる事情判決の制度の基礎に存するものと
解すべき一般的な法の基本原則に従い、選挙無効の請求を棄却すると
ともに主文において当該選挙が違法である旨を宣言すべきである。

(一) つき、補足意見及び反対意見がある。)

【参照】(一) (二) (三) 憲法一四条一項　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分
又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(一) (二) (三) 公職選挙法一三条　衆議院議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第一で定め
る。

2 別表第一に掲げる郡の区域又は支庁の所管区域に変更があつても、選挙区は、なお従前の区域による。但し、二
以上の選挙区にわたつて、市町村の境界の変更があつたときは、この限りでない。

3 前項但書の場合において、あらたに設置された市及び郡の区域又は支庁の所管区域の変更により選挙区の境界を
なす郡の区域又は支庁の所管区域の境界がなくなつた後に当該境界にわたつてあらたに設置された町村の選挙区の
所属については、政令で定める。

○選挙無効請求事件

(昭和五九年行ソ第339号)
同六〇年七月一七日大法廷判決棄却

【上告人】原告 金尾哲也 外二名 代理人 越山 康外二名

【被上告人】被告 広島県選挙管理委員会 代理人 藤井俊彦 外二名

【第一審】広島高等裁判所 昭和五九年九月二八日判決

○判示事項

一 公職選挙法一三条一項、同法別表第一、同法附則七項ないし九項の衆議院議員の議員定数配分規定の合憲性

二 衆議院議員選挙が違憲の議員定数配分規定に基づいて行われた場合において選挙無効の請求を棄却するとともに主文において当該選挙が違法である旨を宣言すべきものとされた事例

○判決要旨

一 公職選挙法一三条一項、同法別表第一、同法附則七項ないし九項の衆議院議員の議員定数配分規定は、昭和五八年一二月一八日施行の衆議院議員選挙當時、全体として憲法一四条一項に違反していたものである。

二 衆議院議員選挙が憲法一四条一項に違反する議員定数配分規定に基づいて行われたことにより違法な場合であつても、選挙を無効とする

逆綴り

被上告人
右代表者委員長
右指定代理人

池 篠 村 小 山 青 都 加 新
田 原 田 池 中 野 藤 築 井
憲 茂 英 晴 優 洋 和 一
明 樹 雄 彦 一 士 弘 夫 男
東京都選舉管理委員會

一〇二〇

公職選舉法(平成四年法律第九七号による改正前のもの)二二条一項、
別表第一〇項の衆議院議員の議員定数分配規定の場合、
憲性附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数分配規定の場合、

右上告人河原正和訴訟代理人弁護士
上告人上田智司訴訟代理人弁護士
練馬区三原台三丁目五番一〇号
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
同
上告人 武河 原吉
上告人 藤田 田村 澤竹 佐根 早乙女
上告人 久正智 幸修 祥惟 修芳 達邦 治治
上告人 資和司 修豊 三子 徹子 次利 司雄 宏義

以上の次第であるから、本件においては、昭和五一年、昭和六〇年大法廷判決によつて示されたいわゆる事情判決の法理に従い、当該選挙区における本件選挙の違法であることを主文において宣言すべきものと考える。

(裁判長裁判官 草場良八 裁判官 藤島 昭 裁判官 坂上壽夫 裁判官 貞家克己 裁判官 大堀誠一
裁判官 園部逸夫 裁判官 橋元四郎平 裁判官 中島敏次郎 裁判官 佐藤庄市郎 裁判官 可部恒雄 裁
判官 木崎良平 裁判官 味村 治 裁判官 大西勝也 裁判官 小野幹雄 裁判官 三好 達)

別紙

当事者目録

東京都練馬区中村一丁目一四番二一一〇五号

中村グリーンマンション

上告人 河原 正和

同 練馬区光が丘六丁目一番二一一〇一號

上告人 上田 智

右両名訴訟代理人弁護士 越

黒 春 山 山 山 日 口 本 山 厚 邦 次 和
川 宽 明 郎 康 司

した、取りあえずの暫定措置であり、弥縫策に過ぎないものとみざるを得ず、国会においては、引き続き改正に取り組み、違憲状態の下での選挙という異常事態を回避すべき責務を依然負っていたものといわざるを得ない。

また、多数意見は、右改正前の違憲状態は右改正の結果解消されたものとし、是正のための合理的期間は、その後に違憲状態に達した時から新たに起算すべきものとするが、仮に、右改正の結果改正前の違憲状態が解消されたと解するとしても、少なくとも本件においては、是正のための合理的期間は、その後に違憲状態に達した時から起算すべきものではないと考える。そもそも是正のための合理的期間という考えは、法改正を要する事態が生じた場合、それを是正するためには立法準備等に一定の期間が必要であるから、それに必要と認められる合理的期間内は、改正しないことを非難し、その責任を問うことが酷であり、猶予すべきであるという趣旨と解されるのであり、法改正の必要性が十分認識され、改正しようとしたければ、時間的余裕が十分にあつたと認められる場合にまで、妥当するものとは考えられないものである。本件の場合は、前述のとおり、法改正の必要性を十分認識しながら、本来されるべき改正を先送りしたものであり、改正に必要な時間的余裕は十分あつたものと認めざるを得ないのである。

このようにみてくると、昭和六一年の改正は、差し迫っていた衆議院議員選挙に備えての、取りあえずの暫定措置、弥縫策に過ぎず、本来されるべき是正に至る過程の暫定措置と位置付けられるべきものであり、是正のための合理的期間は、昭和六〇年大法廷判決によつて既に経過したものとされたまま、徒過し続けているものといわざるを得ない。したがつて、昭和六一年改正後の議員定数分配分規定は、本件選挙当時、憲法一四条一項に違反し、無効であつたものというべきである。

ちに、右改正の結果違憲状態が解消されたものと評価することはできない。衆議院議員選挙における投票価値の不平等状態は今に始まつたことではなく、最高裁判決は、昭和四七年施行の衆議院議員選挙をはじめ、その後に施行された昭和五五年、五八年の同選挙について、違憲状態の下で行われたものとの判断を示し、昭和四七年、五八年施行の同選挙については、既に是正のための合理的期間を経過し、違法である旨を宣言していたのであって、それは、これまで議員定数配分規定の是正がなおざりにされ、あるいは是正措置が十分でなかつたことに由来するものであり、このような経緯は、右改正を評価するに当たつて無視することはできない。また、議員定数は、これを選挙ごとに見直すということは事実上困難である上、政治における安定の上からも好ましいことではなく、しかも、衆議院議員選挙はいつ行われることになるかもしれないという不確定要素があり、ある程度の期間は改正されたそれによらざるを得ないのであるから、改正に当たつては、少なくとも違憲状態の下で選挙が行われるという事態に至ることがないよう十分配慮されるべきことは当然であろう。仮に較差一対三未満を合憲と解するとしても、右改正の時点において、早晚一対三を超える事態となることは十分予測し得たはずなのであり、もしこのような改正で事足りるとするならば、将来にわたつて、ほとんどの衆議院議員選挙が違憲状態の下で行われるという異常な事態を繰り返すことにもなりかねないのである。果たして、本件選挙においては一対三を超えたのである。右改正法案可決の際、衆議院本会議において、「今回の衆議院議員の定数は正は、違憲とされた現行規定を早急に改正するための暫定措置であり、昭和六十年国勢調査の確定人口の公表をまって、速やかにその抜本改正の検討を行うものとする」との決議がされていることは、国会自身がこの間の事情を十分認識していたことを物語つているものと思われる。右改正は、右の決議からもうかがわれるよう、本来されるべき是正を先送りにして、その当時差し迫つていた衆議院議員選挙のみを目的と

る目安に過ぎないのであるから、一対三程度、おおむね一対三というように、ある程度の幅を持つものといわざるを得ず、較差が整数三を超えれば違憲状態、三未満でありさえすれば、すべて合憲といい得る筋合いのものではないはずである。そうだとすれば、較差一対一・九九は、当然一対三程度に包含されるべきものと思われる。しかも、この基準は、司法部として、議員定数の配分について立法府に由だねられた裁量権の行使がもはや合憲と認めることができないとする限界値であつて、立法府の権限を尊重して抑制的に設定された、いわばぎりぎりのものとしてとらえられるべきものである。したがつて、立法府としては、その限界値に近づくことは避けるべきであり、較差一対一・九九にとどめた右改正は、違憲状態を解消する是正措置としては、誠に不十分というほかはない。もつとも、問題なのは、選挙時の較差であるから、仮に、予測される将来の人口動態から較差の縮小する傾向が認められ、将来施行される選挙において、較差が一対三程度に達することがないと予測される場合であれば、別の評価をすることもできるであろうが、遺憾ながら、右改正当时、これまでの較差の拡大傾向に歯止めがかかり、縮小傾向に転じたと認めるに足る事情はなく、むしろ近い将来一対二を超えるであろうことは十分子測できる状況にあつたものと認められる。昭和六〇年大法廷判決も、「議員一人当たりの選挙人数又は人口の較差……が、漸次拡大の傾向をたどっていたことは、それまでの人口の動態等から十分予測可能なところであつて、決して予測し難い特殊事情に基づく結果ではなかつたことは否定できない」と指摘していたのである。幸い、この改正後一か月余りで施行された昭和六一年の衆議院議員選挙においては、選挙人数の較差が一対一・九二にとどまり、同選挙については、最高裁昭和六三年(四)第二四号同年一〇月二一日第二小法廷判決(民集四二巻八号六四四頁)により合憲の評価を得たのであるが、そのことをもつて直

私は、多数意見中、議員定数配分規定の違憲を理由とする選挙の効力に関する訴訟についての基本的な考え方及び本件選挙当時において選挙区間に存在した投票価値の不平等状態は、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っていたとする点については、意見を同じくするものであるが、昭和六一年の改正の結果、改正前の投票価値の不平等状態は解消されたものと評価することができ、本件において、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものと断定することは困難であるとして、本件選挙当時の本件議員定数配分規定を憲法に違反するものと断定することはできないとする点については、賛同することができない。

本件選挙は、昭和六一年改正の議員定数配分規定に依拠するものであるが、右改正は、昭和五八年大法廷判決及び昭和六〇年大法廷判決が、昭和五五年、昭和五八年各施行の衆議院議員選挙について、それぞれ選挙区间における議員一人当たりの選挙人数の較差一対三・九四及び一対四・四〇が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っているとの判断を示したのを受けてされたものであり、その結果、昭和六〇年一〇月実施の国勢調査による人口に基づく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差は最大一対一・九九になつたというのである。

最高裁は、これまで投票価値の不平等状態が憲法の選挙権の平等の要求に違反するか否かについては、個別の事件ごとに問題とされた較差について判断をしており、違憲と合憲とを画する基準を明確な数値をもって示していないが、一般に、それは最大較差一対三と理解されているようであり、累次の最高裁判決に従すれば、その理解は相当というべきものと思われる。ところで、このような基準は、事柄の性質上一定の数値をもつて示すことが理論的に困難であり、一対三という基準も、裁判所において較差が違憲状態であると判断す

三九年、同五〇年及び同六一年の法改正においては、人口の激増ないし激減した特定の選挙区についてのみ配分定数等の手直しが行われたにすぎず、不可分説の「いふような関連性についての全体的配慮がされた形跡は見受けられず、現実に可分の処理がされていてこと等を論拠としている。

3 右両説は、理論的にはいずれもそれなりの根拠を有するが、あえて全体を不可分一体とみる必要もないと思われ、可分説が実態に即した素直な見解であると考える。なお、較差が憲法の選挙権の平等の要求に反し、議員定数配分規定が違憲無効と判断された場合の現実的処理を考えると、不可分説は、これを全体として無効と考えるため、結果的には政治の現場における收拾困難な状況を予測せざるを得ず、このため選挙無効判決を避けて事情判決的処理をせざるを得ないことになり、実効ある判決が期待しにくくなる。最高裁判所が議員定数配分違憲訴訟において、議員定数配分規定を全体として違憲と判断しながら、結論においては事情判決的処理に終始することがあれば、ひいては主権者である国民の有する選挙における平等の権利の侵害が放置されることになりはしないであろうか。

4 以上に述べた理由により、私は、可分説に賛成するので、本件の対象となつた選挙区の選挙のうち、較差が一対二未満のものに関しては、請求を棄却すべきであるが、較差が一対二以上の選挙区の選挙については、当該選挙を無効とした上、昭和六〇年大法廷判決における裁判官寺田治郎外三名の裁判官の補足意見にならつて、相当の期間（一年間）を設け、その期間内に定数是正の行われないとときは当該選挙を無効とする趣旨の判決を行うべきものと考える。

裁判官小野幹雄の反対意見は、次のとおりである。

別表第一 附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数配分規定の合意性



においては、合理的期間の始期は、選挙人名簿等の資料の公表により較差が一対二以上であることを確認できる時期と考えるべきである。

三 一部の選挙区における較差が違憲状態に達した場合、公職選挙法における議員定数配分規定は、全選挙区を通じ一括して違憲無効となるのか（不可分説）、あるいは、瑕疵ある一部の選挙区の議員定数配分規定のみが違憲無効となり（可分説）、当該選挙区における選挙についてのみ無効の判断を行えば足りるのか、について

1 右の点につき、私は、昭和五一年大法廷判決における岡原昌男裁判官外四名の裁判官の反対意見中に詳細に述べられている可分説の趣旨に同調するものであつて、一部の選挙区における較差が違憲状態に達した場合、瑕疵ある一部の選挙区の議員定数配分規定のみが違憲無効となり、当該選挙区における選挙についてのみ無効の判断を行えば足りると考えている。

2 三つの大法廷判決及び本件の多数意見が採用する不可分説は、結局、選挙区割及び議員定数の配分は、議員総数と関連させながら各種の要素を総合考慮して決定されるものであつて、相互に有機的に関連し、一部の部分における変動は他の部分にも波動的に影響を及ぼすべき性質を有するものと認められ、その意味において不可分一体を成すと考えられるなどを論拠としている。

これに対し、可分説は、一部の選挙区における較差が違憲状態であるとしても、その瑕疵が、不可分説のいうように、必然的に他の選挙区全体について違憲の瑕疵を来すものとは考えられず、また、公職選挙法制定の後、甚だしい人口の大都市周辺への集中に伴い、投票価値の較差が増大し、これを是正するためにされた昭和

された国民の重要な平等の権利を保障するために、また、国會議員自らの選出の基礎を安定させるためにも、他の問題に優先して解決の努力をすべきものと思われる。

ところが、現実には、三つの大法廷判決にも見られるように、較差の是正は長期間にわたって行われないできたといつてよく、合理的期間はまだ経過していないとして合憲判断を示した昭和五八年大法廷判決についてみると、較差一対一・九二との評価とも関係することではあるが、いささか寛容に過ぎるとの感がなくはない。

3 顧みると、公職選挙法の発足以来既に半世紀に近い年月が過ぎているが、この間の情勢の変化は誠に著しいものがある。すなわち、本件に関連する人口の異動状況についても著しい変化が生じているが、その状況の把握に關しても、技術的進歩に伴い調査能力は格段の進歩を示していることは昔日の比ではない。選挙人數の確認については、五年ごとに実施される国勢調査の結果を待つまでもなく、住民登録に基づいて毎年調製される選挙人名簿によつて、全国各選挙区の選挙人數は十分確認され得るに至つている。

公職選挙法は、別表第一の末尾において、「本表は、この法律施行の日から五年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によつて、更正するのを例とする。」と規定しており、右規定は、戦後間もない制度発足当時においては、訓示規定として一種の努力目標とされたものと解されるが、今日においては、右規定は、既に努力目標としての役割を果たしたものというべきであろう。そうであるならば、合理的期間を五年とする見解は妥当とはいえない。

国会は、一年ごとに選挙人名簿等によつて較差の動向を見極めることは容易であったと思われるし、今後に

いては多数意見と見解を異にするところであるが、本件最大較差が違憲状態であるとする点については多数意見と結論を同じくする。

二 較差が違憲状態に達した場合にこれを是正するための合理的期間について

1 この点については、まず、問題とされた較差が違憲とされるべきか否かが前提となるわけであるが、最大較差が一対二以上となる場合を違憲状態と考える私の見解に立てば、昭和三五年の国勢調査の結果によれば最大較差は一対三・一一にも及んでいるのであり、昭和三九年の公職選挙法の改正によつても、較差はなお一対二・一九であったのであるから、本件においては、合理的期間は、詳しく論じるまでもなく既に経過しており、したがつて、本件選挙当時における較差は違憲であつたことになる。

2 今日においては、昭和五一年大法廷判決がされてから既に十数年を経過し、この間の社会情勢の変化には著しいものがあるので、右事情変更を念頭に置いて、「合理的期間」の問題に関する私の意見を若干申し述べることとする。

右合理的期間内に較差を是正する作業は、その期間が長引けば長引くほど較差の違憲状態が継続していることになるわけであるから、期間の短いほど望ましいことである。結局、合理的期間の意味は、較差の違憲状態を是正するために必要とされる最短期間と解すべきであり、このためには、国会としては、絶えず較差についての確認を行い、それが違憲状態であることを認識し得たときには、速やかに手直しを行うべきであり、裁量権があることによつて是正を放任することは許されることはできない。合理的期間は、主権者たる国民の立場からいえば、できる限り短いほど望ましいといふべきであり、一方、国会においては、憲法によつて保障

として配慮したと見受けられる点は、その結果についてみる限りにおいては、選挙区割の変更と定員の増減に尽きるといつてよく、それは専ら人口的要素に関連する改正作業であって、それ以外の諸事情がどう考慮されたかについては、これを的確に把握する資料を発見することはできない。したがつて、議員定数配分の制定に当たつては、人口的要素以外の諸事情についての国会の裁量権を過大視する必要はないということになろう。

また、改正により較差が改善されたことは認め得るが、昭和三九年以降の改正の結果は、いずれも較差が一対一以上であり、一対二未満となるように改善がされなかつた事由については何ら明らかにされていない。

6 もつとも、私は、最大較差一対二未満の数値については、例外を認めない趣旨ではない。国会の最大の努力にもかかわらず、最大較差一対二以上となる場合の生じることも予測されなくはなく、あるいは、結果的にそうならざるを得ない特別の事情のある場合もあると思われるが、国会としては、そのような特別の事情は国民に明らかにすべきであり、国民の理解を得られるよう努力を惜しむべきではない。特別の事情が国民の理解し得るものであれば、国会の裁量権の行使によって最大較差一対二未満の限界を超すことがあつても、平等の原則に反するものとはいえないと思われる。

しかし、本件に関しては、右に述べたような特別の事情の存在を示す資料を発見することができないのである。

7 以上によれば、国会が何ら特別事情が存しないのに最大較差一対二以上の状態のまま放置しておいたことは、憲法に違反する状態にあつたものと考えており、本件に関していえば、本件選挙当時の最大較差一対三・一八は憲法の投票価値の平等の要求に反するものというべきである。したがつて、右違憲をいう理由につ

5 次に、衆議院議員選挙における選挙区割と定数配置につき、国会が今日までに実際に裁量権を行使した結果を振り返り、若干の考察を加えてみたい。

(一) まず、昭和二十五年に制定された公職選挙法の別表第一は、従前の衆議院議員選挙法の改正後の別表をそのまま引き継いだものであるが、右制定当時の最大較差は「対一・五一」であった。

(二) 昭和三九年に公職選挙法が改正されたが、それは人口の異動によつて拡大した較差を是正するためのものであり、当分の間、議員数を一一選挙区で一九人増員するとともに、配分定数が六人となる選挙区を分区し、選挙区総数一二三、定数四八六となつた。その結果、最大較差は「対三・一一から一対一・一九」に改善された。

(三) 昭和五〇年にも改正が行われ、一一選挙区で議員数を二〇人増員するとともに、議員数六人以上となる選挙区を分区分し、選挙区総数一二〇、定数五一一となつた。その結果、最大較差は「対四・八三から一対一・九二」に改善された。

(四) 昭和六一年にも較差是正のために改正されているが、七選挙区で議員数を各一名減員し、八選挙区で議員数を各一名増員するとともに、減員の結果二人区となる選挙区のうち三選挙区については隣接区との境界変更により一人区を解消し、定数は五一二となつた。その結果、最大較差は「対五・一一から一対一・九九」に改善された。

右に概観したところによると、公職選挙法の改正は、すべての場合、主として人口の異動の結果行われてきたものということができる、改正ごとに較差の是正が行われている。しかし、改正に際して国会が裁量権の行使



五一年大法廷判決が判示しているように「憲法」四条一項に定める法の下の平等は、選挙権に関しては、国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するもの」でなければならず、この国民の平等権は、国会の裁量権と同列に論すべき問題ではない。

したがって、国会が議員定数分配規定を定めるに当たっては、投票価値の平等を損ねない限度で裁量権を行使すべきであり、最大較差一対二未満の数値を維持すべく最大の努力を払うべきであつて、これを超えるときは、違憲の評価を甘受すべきである。

ところで、多数意見においては、国会の裁量権の限界についてはもちろん、較差についても、具体的な数値による限界的基準は明示されていない。したがって、国会の合理的裁量権の限界を超えているか否かについての判断は、事案ごとに各別にしなければならないことになるが、結果的には、判断基準が明示されないために外部からの理解はおのずから推測に頼るほかにみちがなく、人によって理解の異なる場合も生じることとなり、基準が甚だあいまいになることを憂慮せざるを得ない。したがって、裁判所はむしろ右基準を明示すべきではなかろうか。

私は、投票価値の平等との関係で国会の有する裁量権は、厳密な人口比例主義の徹底化に対する若干の緩和的ないし修正的要素とみるべき程度のものと考えるべきであつて、いわゆる微調整に当たる範囲内において行使し得るものと解するのであり、平等の原則の現実化に奉仕するものでなければならないと考えている。したがつて、これを数値をもつて表現するならば、非人口的要素によって生じる較差を含めてもなお、最大較差一対二未満の範囲内に限つて認め得るものであるというべきである。

則と、国会の裁量に属するその他の考慮すべき要素とが挙げられてはいるが、両者がどのような割合で考慮されるべきものかが不明であるということである。

右の「投票価値の平等」は、憲法の保障する国民の基本的権利であるのに対し、「考慮すべきその他の要素」は、国会が立法府として具体的な選挙制度の仕組みを決める際に考慮すべき事項にすぎない。したがって、両者は重要度を異にする基準であり、国会が制定した選挙制度の仕組みを定める法律が憲法の保障する投票価値の平等の要請を損なうようなことがあってはならないのである。

3 ところで、投票価値の平等を数値で示すならば、当然一対一となるが、公職選挙法は、まず一定の議員総数を定め、これを各選挙区に配分する方法によっているので、較差を零とすることは現実には不可能といえよう。しかし、較差が一対二以上となつた場合には、選挙区を異にする選挙人に対し、一方では一人に対して一票しか与えないのに、他方では一人に対して二票以上を与える結果となり、明らかに平等の原則に反することになる。したがつて、平等の趣旨を維持するためには、較差を一対二未満になるよう議員定数配分規定を決める必要がある。なお、一対二未満であつても一対一を超える場合には、較差が生じているとになるが、一人に二票以上を与えることにはならないので、憲法上の平等原則を損なうことにはならないであろう。

さらに、憲法上国民は主権者とされてはいるが、国民が現実に国政に関与し得る最も重要な機会は、国會議員の選挙に際して一票を投じることであつて、この点に思いを致せば、国民にとっては、平等な投票価値の実現は、単に形式的な面においてだけではなく、実質的な面においても極めて重要な意味を持つものである。昭和



一部の選挙区における較差が違憲状態に達した場合、公職選挙法の議員定数配分規定は全選挙区を通じて全体として違憲無効となるのか、あるいは、瑕疵ある一部の選挙区の議員定数配分規定のみが違憲無効となり、当該選挙区における選挙についてのみ無効の判断を行えば足りるのか、のいずれの点についても、今日までに衆議院議員定数違憲訴訟についてされた各大法廷判決及びその考え方を踏襲する本件の多数意見には賛成し難い面があり、多数意見と結論を異にするので、以下意見を述べることとする。

一 較差に対する評価について

1 多数意見は、衆議院議員定数違憲訴訟につき昭和五一年、同五八年及び同六〇年にされた三つの大法廷判決（以下「三つの大法廷判決」という。）の見解を踏襲して、まず、憲法は国民に対し、国会議員の選挙につき投票権値の平等をも保障している旨を明らかにし、次いで、投票権値の平等は、憲法上、選挙制度の決定のための唯一、絶対の基準となるものではなく、原則として国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的一ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきものとの見解を示し、選挙区割と議員定数の配分を決定するについては、選挙人数と配分議員数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準であるとしながらも、それ以外にも考慮されるべきものとして、都道府県、市町村等の行政区画、地理的状況等の諸般の事情、人口の都市集中化の現象等の社会情勢の変化を選挙区割や議員定数の配分にどのように反映させるかといった諸点を挙げている。

2 しかし、多数意見の右見解のうち、私が特に指摘しておきたい点は、選挙区割と議員定数の配分を決定する基準として、選挙人数と配分議員数との比率の平等（以下これを「投票権値の平等」という。）という原

間であるから、必要最小限の期間とすべきであり、せいぜい国会の二つの会期をもつて足りるとすべきであつて、本件においては、既にこれを経過しているといふべきである。

もし、較差について寛大な見解を採り、合理的期間についても多数意見のような長期間を容認するならば、最高裁判所が異論を克服して議員定数配分規定の違憲を理由とする選挙無効訴訟（定数訴訟）を公職選挙法二〇四条による訴訟として認める立場を探ってきた趣旨の大半は、失われるといつても過言でない。

なお、私は、昭和六一年改正法案の可決の際にされた「抜本改正」に関する附帯決議に対する考え方については、橋元、中島両裁判官の見解に賛成するものである。

三 結論

以上述べたところに従い、私は、本件については、本件選挙が憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し、主文において右選挙の違法を宣言すべきものと考える。

なお、私は、定数訴訟は違憲言訴訟にとどまるべきではないので、将来、このような事態が繰り返される場合には、当該選挙を無効とする判決をせざるを得ないと考える。この点の具体的な措置としては、昭和六〇年大法廷判決における寺田、木下、伊藤、矢口各裁判官の補足意見において示された構想にならった処理によるべきであろう。

裁判官木崎良平の反対意見は、次のとおりである。

私は、本件につき、(一)衆議院議員選挙における議員一人当たりの選挙人数ないし人口の較差（以下単に「較差」という。）に対する評価、(二)較差が違憲状態に達した場合にこれを是正するための合理的期間、(三)

けで違憲状態であると評価されるべきものである。)。

二 較差是正のための合理的期間について

国会は、常に投票価値の平等に留意し、違憲状態になるのを事前に防止すべき責務があるというべきである。私としては、憲法上要求される合理的期間内の較差の是正がされたか否かという点を合憲性の判断要素として定立するには、いさきか疑問なしとしないものである。また、これを認めるとしても、右期間は、国会が違憲状態解消のための立法に要する期間であるから、できる限り短い方が望ましいといえよう。そして、右期間内に是正がされたか否かを判断するに当たっては、まずその始期を確定する必要があるが、多数意見においては違憲状態となる較差の基準的数値が明示されていないこともあつて、その始期は推定によるほかなく、この点の判断は困難な問題となる。

多数意見は、較差が違憲状態になつたのは、昭和六一年の法改正以降本件選挙のある程度以前の時期に生じたものと推認した上、昭和六一年改正法の施行の日である昭和六一年選挙の施行の日（昭和六一年七月六日）から本件選挙の施行の日までの期間は約三年七か月、昭和六〇年国勢調査の確定値が公表された日（昭和六一年一月一〇日）からは約三年三か月であるので、いまだ憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものと断定することは困難であるといわざるを得ないと説示している。この見解は、合理的期間内の是正の有無については、三年七か月、あるいは三年三か月のいずれをもつてしても、この程度の期間が経過しただけでは、いまだ合理的期間が経過したとはみないというものである。

しかしながら、右合理的期間は、先に述べたとおり、違憲状態解消の立法をするために国会に許容された期

別表第一
公職選挙法（平成四年法律第九七号による改正前のもの）一三条一項、
附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数分配規定の合
憲性

に従つてゐる。すなわち、当初の公職選挙法別表第一は、昭和二二年法律第四三号による改正後の衆議院議員選挙法の別表をそのまま引き継いだものであるが、右改正は人口比率によつて一定の議員数を各都道府県に配分するという方法を採用してゐるからである。

一票の価値の較差について、多数意見は、本件選挙当時の選挙区間における議員一人当たりの選挙人數の較差一対三・一八を違憲状態であると判断しながら、昭和六一年改正法によつて縮小された較差一対二・九二を、合憲、すなわちその時点において投票価値の不平等状態は解消されたものと評価してゐる。これは、較差の限界については、數値を挙げて示すことはされていないが、累次の最高裁判例によつて、一般には一対三程度であると推測されるに至つております。多数意見もこれに従つたものであろう。しかしながら、一票の較差が、国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度の著しい不平等状態に達していることを合憲性の判断基準とする多数意見に従つてみても、この一対二といふ數値を較差の限界とすることはできない。

一般に合理性を有するものとは考えられない程度の著しい不平等状態というのは、常識として、一人が一票の投票権を持つのに對し他の人が二票の投票権を持つのは明らかに不平等であるといふべきであるから、較差が一対二を超える場合をいい、独立した生活圏を形成してゐる特定の地域（離島やへき地）を一つの選挙区とする等の特殊なケースを除いては、それ以上の較差は、憲法上容認し得ないといふべきである（もつとも、較差が一対二以内であればすべて容認し得るといふものでもない。選挙区間の議員定数配分において、いわゆる逆転現象が存在し、それが全国で相当数に達してゐるような場合には、較差は一対二以内であつても、それだ



る寺田裁判官等四人の裁判官の補足意見及び木戸口裁判官の補足意見にならって、当該選挙を無効とするが、その効力は判決後一定期間内（既に是正のための合理的期間を経過しているので、法改正のための追加的な猶予期間という趣旨で比較的短期間で足りるであろう。）に定数配分規定の是正がされない場合に生じるものとする判決を行うべきものと考える。

裁判官佐藤庄市郎の反対意見は、次のとおりである。

一 票の価値の較差について

昭和五一年大法廷判決が示しているように、憲法一四一条一項に定める法の下の平等は、選挙権に関する限りでは、国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものである。各選挙人の投票価値の平等もまた、その一つとして正に同条項の要求するところのものであり、選挙において各選挙人の投票する一票の価値に較差の存在することは、同条項の容認するところではないというべきである。

したがつて、選挙制度を決定するに当たっては、国会としては、投票価値の平等を第一義とすべきであり、議員定数の配分、選挙区等の具体的決定において、一票の価値の較差を可能な限り零に近づける努力をすることが憲法上の義務であるというべきである。もつとも、そうだとしても、投票の価値を数値的に完全に同一にすることまで要求するのは、不可能を強いることになろう。我が国の現行の選挙制度は、都道府県等の行政区割を基準とする中選挙区制を採用しているが、これを前提とする限り、おのずからある程度の投票価値の較差が生ずることは避け得ないものである。しかしながら、議員定数の配分を定めるに当たっては、投票価値の平等が最優先の基準であることは異論のないところであろう。昭和二五年に制定された公職選挙法もこの基準

公職選挙法（平成四年法律第九七号による改正前のもの）一三条一項、
別表第一 附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数配分規定の場合

一一一（一一一）

るものである以上、このよつた立法府自身の認識と意図の表明は、当然右法的判断の基準となるべきものである。

そうであれば、本件においては、立法府としては、昭和六一年の改正後に較差が違憲状態に至つてからも本件選挙に至るまで定数配分規定の改正を何ら行わなかつたということになり、国会の合理的裁量の余地を考慮に入れてもなお較差是正のための努力が真しにされたものとは認め難く、したがつて、憲法上要求される合理的期間内のは正がされていないものと判断せざるを得ないのである。

以上によれば、本件定数配分規定は、違憲というべきであり、本件選挙は、違憲無効な定数配分規定に基づき施行されたということになる。

三 本件選挙の効力

本件については、前記のとおり、較差が違憲状態に達した時から本件選挙までの期間がさほど長期ではなく、また、較差の程度等本件に現れた諸般の事情を併せ考察すると、昭和五一年大法廷判決及び昭和六〇年大法廷判決によつて示されたいわゆる事情判決の制度の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則に従い、本件選挙が憲法に違反する定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し、主文において右選挙の違法を宣言するにとどめ、右選挙は無効としないこととするのが相当である。

しかしながら、今後、一対三以上の較差が是正されずに合理的期間が経過したまま総選挙が行われ、再度議員定数配分規定違憲訴訟が提起された場合には、もはや今回と同様の処理を繰り返すことは許されず、司法部としては、実効性のある措置を探らざるを得ないとすべきである。すなわち、昭和六〇年大法廷判決における



より一律に判断されるべきものではなく、その期間内の具体的な状況の下で、国会の合理的裁量の余地を前提にした上で較差是正のための努力が真しにされたものと認め得るか否かをも考慮に入れて判断されるべきものである。もちろん、司法部としては、立法府が不平等状態の是正の実現のために置かれている具体的な政治情勢、国会状況について判断することはできず、また、判断すべきものでもないが、少なくとも立法府自身が当該定数配分規定の改正の内容をいかに認識し、評価していくか及び今後の処理の仕方についてどのような意思を有し、かつ表明していたかは、一つの重要な要素として考慮すべきものである。

ところで、定数配分規定を五年ごとに直近に行われた国勢調査の結果によって更正するのを例とする旨の公職選挙法別表第一の末尾の規定は、その後の人口の異動の動態として推測されるところをもあらかじめ勘案し、その後五年の間は著しい不平等状態が生じるような事態にはならないよう改定されることを立法府自らが認識し、表明したものと解される。そして、殊に、本件の場合は、昭和六一年改定法案可決の際、衆議院自身が、特に附帯決議を採択することによって、この際の定数是正が「違憲とされた現行規定を早急に改定するための暫定措置」にすぎないと認識していることを表明した上、「昭和六十一年国勢調査の確定人口の公表をまって、速やかにその抜本改定の検討を行うものとする。」との意図を表明しているのである。それにもかかわらず「速やかな抜本」改定どころか、いかなる改定も行われないまま歳月が経過したのであり、このことは、司法部により右合理的期間内のは是正がされなかつたか否かを判断する際の重要な考慮要素となるものというべきである。多數意見は、右決議の存在は合理的期間内のは是正がされたか否かの法的判断とは次元を異なる問題であるとしているが、この点の法的判断は、国会の合理的裁量の余地という政策的要素を前提とする

公職選挙法（平成四年法律第九七号による改定前のもの）一三条一項
別表第一 附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数配分規定の合
憲性

のである。

なお、人口比例主義の原則論から右の基準よりも更に厳しい基準を想定することは、かつては理論上可能であつたとしても、前記のような判例、判示及び一般的認識の積上げによる基準の定着という事態に照らして考えれば、いたずらに理想を追うものとして非現実的と考えざるを得ないのである。

以上の理由から、本件においては、較差に対する合憲性の判断基準は原則として一対二未満である旨を明示した処理をすべきであると考える。もつとも、右基準は、定数配分についての国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定される限界値にすぎないものであつて、国会のあるべき裁量権の行使の基準を示すものでないことはいうまでもなく、立法府においては、この限界値に近い定数配分規定是正による弥縫策にとどまる」となく、抜本改正に取り組むべき」とは当然であろう。

二 合理的期間内の較差是正の有無

本件定数配分規定の下における較差が違憲状態に達した時期については、多数意見が述べるとおり、右較差の程度、推移からみて、昭和六一年選挙後で本件選挙のある程度以前の時期であると推認されるが、事柄の性質上、これを判然と確定することは不可能というべきである。もつとも、昭和六一年選挙の施行日から本件選挙までは約三年七か月であり、較差が違憲状態に達した時から本件選挙までの期間はこれより短期間であるから、昭和五一年大法廷判決や昭和六〇年大法廷判決が憲法上要求される合理的期間内の較差是正がされなかつたと判示してきた事案と比較すれば、期間としてはより短いものであることは間違いない。

しかしながら、憲法上要求される合理的期間内の較差是正がされなかつたか否かは、単に経過時間の长短に

選挙権の平等の要求に反する程度に至っていたものと判示している。私は、この結論に同意するものであるが、右較差に対する合憲性の判断をどのような基準で行うべきかについては、次のように考えている。

従前から、最高裁判所は、違憲状態となる較差の限界的数値を明示しないで、個々の事案ごとに当該較差につき違憲状態の有無の判断を示すことにとどめている。しかし、この点を判断するに当たっては、判断基準が全くなかつたはずではなく、一定の数値的な基準を念頭に置いたはずである。そして、昭和五八年大法廷判決及び昭和六〇年大法廷判決において、昭和五〇年の改正により較差が一対二・九二に縮小したことでもって投票価値の不平等状態は一応解消されたと判示していること等を総合すると、数値的な基準としては一対三未満を想定していたものと推定するほかなく、一般にもそのように受け止められているところである。この一対三未満という基準の根拠については、事柄の性質上理論的に完全に説明できるというものではないにしても、昭和五八年大法廷判決の中村裁判官の反対意見において示されたような、人口比例主義の貫徹に対する若干の緩和なし修正として国会のしんしゃくし得る政策的要素の存在を許容する説明が可能であり、一応の合理性を持つものであると考える。そして、今やこの一対三未満という基準は、累次の大法廷判決、下級審の判断、一般の理解を通じて定着していると判断して差し支えないものと考える。

しかるに、これを具体的な事案ごとの個別の判断の建前の下に具体的な基準として明示することを避けるのは、首尾一貫性を欠くとのそしりを免れず、容認し得ない処理というべきである。また、司法部が、議員定数配分規定違憲訴訟における判断を通して、国会に対し違憲状態にある較差の是正のための自発的な行動を促すためには、その行動の具体的な基準を明示しておく必要があり、それによって法的安定性も確保することができる

いことによる弊害、(2) 本件選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど、一時的にせよ憲法の予定しない事態が生ずることによつてもたらされる不都合、(3) 本件選挙当時の選挙区間における議員一人当たりの有権者数の較差の程度、その他本件に現れた諸般の事情を総合考慮すると、いわゆる事情判決の制度の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則に従うのが相当である場合に当たると考えられる。その上、本件のような定数訴訟は、定数配分規定の違憲宣言を求め、立法府にその是正を促す点に主眼があること、違憲審査制度は、究極において、司法判断を立法府、行政府が尊重しこれに協力することによってその実効性が確保されるべきものであることにはかんがみれば、本件選挙が憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し、本文において右選挙の違法を宣言するにとどめ、右選挙は無効としないこととするのが相当であると考える。

裁判官中島敏次郎の反対意見は、次のとおりである。

私は、本件定数配分規定を憲法に違反するものとはいえないとした多数意見の結論には賛成することができない。以下、議員定数配分規定違憲訴訟における各論点についての私の見解を明らかにしながら、その理由を述べる。

- 一 衆議院議員選挙における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数ないし人口の較差に対する合憲性の審査基準

多数意見は、本件選挙当時の最大較差一対三・一八が示す選挙区間における投票価値の不平等状態は憲法の

査の確定人口の公表をまつて、速やかにその抜本改正の検討を行ふものとする。」等との決議がされていることである。これは、衆議院が立法府としての立場で自らの適切妥当な立法権の行使について決意を表明したものであり、この点は、多数意見も指摘するところである。思うに、衆議院が議員の定数是正の法案の可決に際し、右のような決議をすることは異例といつてよく、このことは、衆議院自身が、議員の定数の規定が経常的に違憲状態にあることを認識していたものと考えられ、その上で、速やかに抜本改正に着手すべき決意を述べると同時に、昭和六一年の定数是正が違憲状態の解消のため十分とはいえず、あくまで暫定措置であることを自ら表明したものと理解される。合理的期間論が、前述のように、多分に国会の裁量権を配慮した政策的要素を含むものであることにかんがみれば、立法府自身がこのような認識と決意を表明した以上、これを、合理的な期間内の是正が行われたか否かの判断に当たり、重要な要素として考慮に入れるのは、当然のことといつてよからう。ゆえに、右決議の存在をも考慮すれば、是正のための合理的期間が経過したとの結論に達するに十分であると考える。この点につき、多数意見が、前述のように、衆議院が立法府としての立場で自らの適切妥当な立法権の行使について決意を表明したものであると指摘しながらも、右決議の存在は合理的期間内の是正が行われたか否かという法的判断とは次元を異にする問題であるとして、これを顧慮しなかつたことは、首肯しかねるところである。

四 以上のように、本件議員定数配分規定は本件選挙當時全体として違憲であるが、これに基づいて行われた選挙の効力については、なお別な考慮を要する。すなわち、本件選挙について、(一) 違憲の議員定数配分規定によつて選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益その他本件選挙の効力を否定しな

別表第一 附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数配分規定の場合
公職選挙法(平成四年法律第九七号による改正前のもの)一三条一項

一〇五 (一〇五)

は、前述のとおり相当でなく、また、昭和六〇年国勢調査の確定値の公表の日を始期として合理的期間を考えるのは、直近の国勢調査の結果の公表を待つまでもなく、大勢として経常的に較差が違憲の状態にあることは認識し得るのであるから、これまた相当でない。右(2)の点については、人口の異動の結果較差が縮小するのではなく、一時的な現象に限られ、長期的にみれば較差が拡大するのが大勢であること前述のとおりであり、また、議員定数配分規定の頻繁な改正と政治における安定の要請については、多数意見と逆の考え方も成り立つ得る。すなわち、定数の改正は絶えず見直すことが困難であり、政治的安定の要請からもある程度の期間はいつたん改正した定数によらざるを得ず、人口の変動に応じて頻繁に議員定数配分規定を改正することが相当でないからこそ、改正に当たっては、相当の期間その改正法による選挙が違憲状態下にされることにならないよう、すべからく長期的視野に立つて抜本的な是正をすべきものであると考える。右(3)の点については、本件選挙当時の「対三・一八」の最大較差は、従来の最高裁判決が暗黙に示す較差の限界値である「対三」を上回り違憲状態にあることは多數意見も判示するところであり、昭和六一年選挙当時の「対一・九二」も右限界値に限りなく近い較差値である（私の考えでは、前述のとおり違憲状態にあるものというべきである）。そうである以上、そもそも違憲状態にあるとされる較差値と違憲状態に限りなく近い較差値とを単純に比較して、前者が後者と著しく掛け離れたものでないとし、これを前提として、是正のための合理的期間を経過していないことの判断の一要素とすることは、當を得ないものというほかない。

三 本件において特徴とすべきは、衆議院本会議において、昭和六一年改正法案が可決された際、「今回の衆議院議員の定数是正は、違憲とされた現行規定を早急に改正するための暫定措置であり、昭和六十年国勢調



そして、以上のような違憲状態は、昭和六一年改正法による改正の時点から生じたものでは決してなく、その以前から絶続的に生じていたものであることは先に述べたとおりである。そうであれば、本件選挙当時において、投票価値の較差が憲法の選挙権平等の要求に反する程度に至っていたのは、長期にわたる違憲状態の傾向を重大視せず、根本的な検討を加えることなく終始したことによるもので、つまりところ、必要な是正立法が合理的期間内に行われなかつた結果であるとみるとほんかなく、議員定数配分規定は本件選挙当時既に違憲であったといつて差し支えないのであろう。

二 多数意見は、合理的期間を経過していないと判断する根拠の主なものとして、前述のように、昭和六一年改正法による改正の結果違憲状態が解消されたと評価することのほかに、(一) 本件選挙の施行の日までの期間が、本件議員定数配分規定の施行の日である昭和六一年選挙の施行の日（昭和六一年七月六日）からは約三年七か月、昭和六〇年国勢調査の確定値が公表された日（昭和六一年一月一〇日）からは約三年三か月であること、(二) 人口の異動は絶えず生ずるものである以上、人口の異動の結果、較差が拡大する場合も縮小する場合もあり得るのでに対し、国会が議員定数配分規定を頻繁に改正することは、政治における安定の要請から考えて、実際的でも相当でもないこと、(三) 本件選挙当時の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差の最大値（一対三・一八）が昭和六一年選挙当時の較差の最大値（一対一・九二）と比べて著しく掛け離れたものでないことの諸事情を挙げている。

しかし、多数意見が根拠として挙げる右の諸事情については、いずれも首肯することができない。すなわち、(一)の点については、合理的期間を考えるのに昭和六一年改正法の施行の日以降の一時期にのみ着目するの

かし、前述のように、議員定数配分規定の最大較差が大勢として違憲状態が続いていることにかんがみれば、五年ごとに直近に行われた国勢調査の結果を待つまでもなく、国会としては、国民に対する責任上、議員定数配分規定が相当の期間違憲状態を招くようにならぬことにならないよう根本的な是正に着手するのが当然であると考えざるを得ない。

上述の次第で、立法院としては、昭和六一年改正法による改正に当たっては、すべからく前述したような長期にわたる違憲状態の大勢を踏まえ、近い将来一対二を超えるであろうことが十分予測できる状況にあつたことにかんがみ、一時的な弥縫策にとどめることなく、抜本的な定数の是正の措置を講ずる責務があつたものといわなければならぬ。

以上要するに、従来の最高裁判決が暗黙に判示するところの違憲状態になる一対三の最大較差は、前述のように、投票価値の平等の理念に非人口的要素を加味し、国会の裁量権を尊重した結果の調和的数値にはかならないのであるから、右数値を基準として議員定数配分規定を違憲状態にあるとし、その上でその違憲状態是正のための合理的期間いかんを判断するに当たっては、政策的要素ないし国会の裁量権に対する配慮はそれ程必要がなく、憲法上最も重要かつ基本的な原則であるところの投票価値の平等の理念すなわち人口比例主義をより一層重視すべきであると考える。本件において、昭和六一年改正法による改正の結果の同年五月における人口の最大較差一対二・九九と同年七月施行の総選挙当時の選挙人の最大較差一対二・九二は、先に述べたとおり、いずれも違憲状態にあるものと考えざるを得ず、また、平成二年一月施行の本件選挙時の最大較差一対三・一八が違憲状態にあることは、多数意見も判示するとおりである。



この点に關し、多數意見は、昭和六一年七月の選挙當時最大較差が「一対二・九」に縮小したことをもつて、昭和六〇年大法廷判決によつて違憲と判断された昭和六一年改正法による改正前の議員定数配分規定の下における投票価値の不平等状態（「一対四・四〇」）は、右改正の結果解消されたものと評価することができる旨判示するが、右判示には同調することができない。すなわち、（一）前述のような従前の最高裁の見解に立つても、右「一対二・九二」という数値は、違憲状態の一歩手前のぎりぎりの較差値であり、また、右選挙時直前の昭和六年五月における人口比の最大較差「一対二・九九」の数値は、ほとんど違憲状態にあること、（二）昭和五五年六月施行の選挙時の最大較差「一対三・九四」が違憲状態にあることは昭和五八年大法廷判決により明らかであるから、これよりも最大較差が拡大して「一対四・五四」となつた昭和五五年一〇月の国勢調査の結果は由由しい事態であつたこと、（三）さらに、昭和六〇年の国勢調査の結果は「一対五・一二」と異常に高い数値となり、一層較差が拡大したこと、等の事態の推移を踏まえれば、昭和六一年改正法による改正の結果、最大較差が「一対三」に極めて近い「一対二・九九」や「一対二・九一」の程度にとどまつたのは、到底満足すべき是正とはいえないと考えられ、前記の改正をもつて、にわかに違憲状態が解消されたものと評価するのは、一時点の状況にのみ着目する見方によるものであるといわざるを得ない。多數意見において、この点の評価が、本件において、是正のための合理的期間が経過していないとする判断の根拠の一つになつたように思われるが、そうであれば、遺憾ながら一層賛同することができない。

右合理的期間については、公職選挙法が、その別表第一の末尾において同表はその施行後五年ごとに直近に行われた国勢調査の結果によつて更正するのを例とする旨を規定していることが考慮されるべきであろう。し

別表第一 公職選挙法（平成四年法律第九七号による改正前のもの）—三三条一項
憲性 附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数配分規定の場合

そして、右合理的期間は、単に機械的に一定の年数が経過したか否かによつて決まるといつものではないのみならず、相当の長期間の全体を通じ、いわば巨視的な見地に立つて判断すべきものであろう。この点は、昭和五八年大法廷判決における團藤重光裁判官の反対意見において、つとに言及されているところである。

右の見地から人口比なし選挙人数比による議員定数配分の最大較差の推移をみると、昭和五〇年法律第六三号により改正された定数配分規定のもとでは、昭和四五年一〇月の国勢調査の人口数を基礎として、昭和五〇年七月の右改正法公布時には「一対二・九二（人口比）」であつたが、同年一〇月の国勢調査では「一対三・七一（人口比）」、同五五年六月の選挙時には「一対二・九四（選挙人数比）」、同年一〇月の国勢調査では「一対四・五四（人口比）」、同五八年一二月の選挙時には「一対四・四〇（選挙人数比）」、同六〇年一〇月の国勢調査では「一対五・一二（人口比）」と拡大を続け、昭和六一年改正法による定数配分規定のもとでは、昭和六〇年一〇月の国勢調査の人口数を基礎として、同六一年五月の改正法公布時には「一対一・九九（人口比）」、同年七月の選挙時には「一対一・九二（選挙人数比）」と一時やや縮小したもの、平成二年二月の本件選挙時には「一対三・一八」と再び拡大した。以上、長期的に大観すれば、最大較差はわずかの例外を除き常に「一対三」を超える状態にあつたということができる、経常的にこのような傾向が続くであろうことは、人口の異動状態に照らせば、推察するに難くないものと思われる。事実、本件選挙後の平成二年一〇月の国勢調査では「一対三・三八（人口比）」、同年九月には「一対三・三四（選挙人数比）」、同四年二月には「一対三・四〇（人口比）」となつて、引き続き較差拡大の傾向がみられるのである。以上のような事態からすれば、議員定数配分規定の最大較差は、大勢として、違憲状態というべき状態が続いているといつて差し支えないであろう。



違反するものとはいえないとした結論には賛成することができない。以下にその理由を述べる。

一 各選挙区間における議員一人当たりの選挙人の較差が違憲状態といえるか否かについては、最高裁は個々の事案ごとに違憲状態の有無を判断する手法を探り、違憲状態となる較差の限界的数値を示していないが、従前の最高裁判決を総合すれば、最大較差一対二を限界数値としているものと推測される。

思うに、違憲状態となる限界的基準として具体的な数値を示すことは、理論的根拠に乏しく、困難であり、また必ずしも相当ではないと考えるが、あえていえば、定数配分は可能な限り人口比例主義によるべきものであり、一人一票の原則からみて、やはり一対二を超えるときは少なくとも違憲を強く推定できるといつてよく、理念としては、一対二が相当であるということができよう。ただ、従前の最高裁判決は、前述のように、違憲状態となる最大較差の限界数値を一対二としているものと推測され、右の見解は実務上もほぼ定着していると思われる。私としては、右一対三という数値は、理念的には一対二が相当であるのを、人口比例主義の貫徹に対する緩和ないし修正として、政策的及び技術的因素の存在を考慮し、国会の裁量権を尊重した結果として調和的に示されたものであると理解したい。したがって、少なくとも最大較差が一対二に極めて近い場合は、これを違憲状態であると考えるものである。

次に、違憲状態にある最大較差について憲法上要求される合理的期間内のは正がされなかつた場合に初めて違憲とされるべきであるとする合理的期間論は、機能的には違憲の効果が直ちに生ずるのを避ける意味を持つているが、同時に、やはり政策的要素の存在と国会の裁量権を配慮して創出されたものということができよう。

き定数の議員の選挙まで無効となるという問題があるが、当該選挙区の議員定数に関する規定が違憲とされる場合、改めて合理的な範囲内の裁量により当該選挙区の議員定数を決する権限を有するのは国会であり、裁判所は当該規定の一部を有効と解することはできないから、当該選挙区における選挙を全部無効と解することはやむを得ない。したがつて、前者の場合の当該選挙区の議員定数に関する規定及びこれに基づく選挙は有効、後者の場合の当該選挙区の議員定数に関する規定及びこれに基づく選挙は無効と解すべきものと考える。

二 本件選挙当時において、東京五区における議員一人当たりの選挙人数の、全選挙区中議員一人当たりの選挙人数が最少である宮崎二区における右数に対する較差は一・一三、全選挙区中議員一人当たりの選挙人数が最多である神奈川四区における右数との較差は〇・六七であることは、明らかである。

右の較差に示される投票価値の不平等は、国会の合理的裁量の限界を超える程度に達しているとは解されない。したがつて、本件選挙当時における本件選挙区の議員定数に関する規定は、憲法の選挙権の平等の要求に違反する状態にあつたと解すべきではない。

原審の判断は、私の意見と理由を異にするが、本件選挙を違憲、無効であるとするることはできないとした結論は、正当として是認することができる。

裁判官橋元四郎平の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見が、本件選挙当時において、選挙区間に存在した投票価値の不平等状態は違憲状態にあつたとする点には賛成である。しかし、多数意見が、その上で、憲法上要求される合理的期間内における違憲状態の是正がされなかつたものと断定することは困難であるとして、本件議員定数分配規定が本件選挙当時憲法に

選挙権の平等の要求を実現することに資することなく、かえつて、右の要求の趣旨に反し、他方の規定についてはこのよきな事情がないときは、前者の規定を有効、後者の規定を無効と解することも、憲法九八条一項に反するものではない。

定数配分規定違憲訴訟の提起されている選挙区の議員定数に関する規定が違憲と解される場合としては、当該選挙区における議員一人当たりの選挙人数が全選挙区中議員一人当たりの選挙人数が最少である選挙区における右数に比して著しく多く、その較差が著しい場合と、当該選挙区における右数が全選挙区中議員一人当たりの選挙人数が最多である選挙区における右数に比して著しく少なく、その較差が著しい場合（公職選挙法二〇四条の訴訟は、民衆訴訟であるから、この場合にも、これを提起することが可能である。）とがある。前者の場合には、当該選挙区の議員定数は、全選挙区中議員一人当たりの選挙人数が最少である選挙区のそれに比して過少であり、平等原則に従えば当該選挙区の議員定数はより多くてもよいはずであるのに、当該選挙区の議員定数に関する規定を無効とし、これに基づく過少の定数の議員の選挙を無効と解することは、既存の不平等を拡大することとなり、憲法の選挙権の平等の要求の実現に資することなく、かえつて右の要求の趣旨に反する不当な結果を生ずる。これに反して、後者の場合には、当該選挙区の議員定数は、全選挙区中議員一人当たりの選挙人数が最多である選挙区のそれに比して過多であり、平等原則に従えば当該選挙区の議員定数はより少くともよいはずであるから、当該選挙区の議員定数に関する規定及びこれに基づく選挙を無効と解しても、既存の不平等を拡大することとはならず、過剰の数の議員について選挙が無効となる点において憲法の選挙権の平等の要求の実現に資する。ただ、このよきに解すると、平等原則に従い当該選挙区に配分されるべき

公職選挙法（平成四年法律第九七号による改正前のもの）二三条一項、別表第一 附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数配分規定の合憲性

差に示される投票価値の不平等が国会の合理的裁量の限界を超える程度に達していると解される場合には、当該選挙区の議員定数に関する規定は憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達していると解することが相当と考える。ちなみに、右の投票価値の不平等が右の程度に達しているか否かの判断については、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差の示す投票価値の不平等が、国会の合理的裁量の限界を超える程度に達しているか否かを判断するについて多数意見の採る見解に準すべきものと考える。

3 定数配分規定違憲訴訟の提起されている選挙区の議員定数に関する規定が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達していると解される場合にも、その状態が漸次的な人口の異動により生じたものと認められるときは、その是正のための合理的期間が経過した後でなければ、当該規定を違憲と解すべきではないことは、多数意見と同様である。

4 定数配分規定違憲訴訟の提起されている選挙区の議員定数に関する規定が違憲と解される場合には、憲法九八条一項との関係で、当該規定及びこれに基づく選挙の効力が問題となる。昭和五一年大法廷判決は、議員定数配分規定が違憲である場合、いわゆる事情判決を認めた行政事件訴訟法三一条一項の規定に含まれる法的一般原則を適用して、選挙自体は有効とした。私は可分説を探るので、前提を異にし、右の考え方を探ることができる。この問題については、右の大法廷判決における岸裁判官の「平等不平等は絶対的な概念ではなくて相対的なものである」との指摘は、重要であると考える。すなわち、ある選挙区の議員定数に関する規定が憲法の選挙権の平等の要求に違反するとされるのは、当該規定の内容自体によるものではなく、他の選挙区の議員定数に関する規定との比較によるものであるから、いずれか一方の規定を無効と解することが、憲法の

五一二人とされているように、相当程度の幅があり、また、較差是正のための一部の選挙区の議員定数の改正が、必ずしも他の選挙区の議員定数に影響を及ぼさないこと、他の選挙区の議員定数に影響を及ぼす場合でも大部分の選挙区は影響を受けないことは、従前の同法の改正の経過に照らし、明らかというべきである。殊に、本件議員定数配分規定のように、昭和六一年に改正された時点においては国会の合理的裁量の限界を超える著しい不平等ではなく、当該規定は合憲であったところ、漸次的な人口の異動によりわずかな選挙区のみの定数について右のような不平等が生じたが、他の大多数の選挙区の定数については右のような不平等は生じていない場合には、較差是正のための一部の選挙区の議員定数の改正が大部分の選挙区の議員定数に影響を及ぼさないことは明らかといふべく、不可分説に立つて本件議員定数配分規定全体が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つていたことには、賛成できない。

2 可分説に立つ場合には、議員定数配分規定全体ではなく、定数配分規定違憲訴訟の提起されている選挙区の議員定数に関する規定が憲法の選挙権の平等の要求に反するか否かが問題となる。これについては、昭和五一年大法廷判決における岡原裁判官等五人の裁判官の意見のよう、議員一人当たりの選挙人数の平均値に対する偏差によって違憲か否かを判断することも考えられるが、平等原則に違反するか否かの問題は、当該選挙区の議員定数と他の選挙区の議員定数との間において国会の合理的裁量の限界を超える著しい不平等があるか否かの問題であるから、この問題について判断するには、全選挙区中議員一人当たりの選挙人数が最少である選挙区と、当該選挙人数が最多である選挙区とを抽出し、これらの選挙区における議員一人当たりの選挙人数と定数配分規定違憲訴訟の提起されている選挙区における議員一人当たりの選挙人数との較差を求め、この較

効とせず、請求棄却の判決をすべきであると考える。

したがつて、原審の判断は、本件議員定数配分規定を憲法に違反するものとはいえないとした点については是認することができないが、右規定を違憲ではあるが無効とすべきでないとする見地からすれば、原判決が本件選挙を無効であるとするることはできないとして上告人らの請求を棄却した部分は是認すべきものと考えるのである。

裁判官味村治の意見は、次のとおりである。

私は、本件上告を棄却すべきものとする点においては多数意見と結論を同じくするが、その理由を異にするので、以下、私の意見を述べることとする。

一 私は、多数意見の引用する昭和五一年大法廷判決において、岡原裁判官等六人の裁判官が主張されたのと同様に、議員定数配分規定は可分であると考える。その理由も岡原裁判官等五人の裁判官の反対意見及び岸裁判官の反対意見において述べられているところとほぼ同様であるが、若干の相違点及び可分説の理由として特に強調したい点を含め、議員定数配分規定の違憲を理由とする選挙の効力に関する訴訟（以下「定数配分規定違憲訴訟」と略称する。）についての私の基本的な考え方は、次のとおりである。

1 昭和五一年大法廷判決の多数意見は、議員定数配分規定は相互に有機的に関連し、一の部分における変動は、他の部分にも波動的に影響を及ぼすべき性質を有することを、不可分説の根拠としている。確かに、議員定数配分規定の一部の変動が他の部分に影響を及ぼすことは否定できないが、衆議院議員の総定数は、憲法上一定数とされているわけではなく、公職選挙法の本則上は四七一人とされ、附則により当分の間

決における中村治朗裁判官の反対意見参照）。しかし、定数訴訟を提起した選挙人の権利を救済するには、単に当該選挙の無効判決を下すのみでは不十分であり、しかも、「自由な法創造的思考」（昭和五一年大法廷判決における岸盛一裁判官の反対意見参照）を加えて必要な救済手段を構想するにはなお時日を要することは、さきに述べたとおりである。このように考えてみると、現行の定数訴訟については、これを議員定数配分規定の違憲を宣言する訴訟として運用することが妥当であると判断せざるを得ないのである。

定数訴訟において、裁判所が、議員定数配分規定の合憲性を判断する基準は、理論的には、選挙人一人一人が同等の価値のある一票を投げる権利を保障されているかどうかということであり、現実的には、国会によつて、議員定数配分規定を右の理論的基準に限りなく近づける努力が常にしかも積極的になされているかどうかということである。それにしても、議員定数配分規定が、ある選挙区の選挙人について、他の選挙区の選挙人の二倍を超える価値の票を投げる権利を与えていたり、結果的に、地域によって価値の異なった選挙権の行使を認めるいわゆる等級選挙を定めているものとみざるを得ないのであつて、憲法一四条の定める法の下の平等の原則違反の問題を生ずるといわなければならぬ。私は、右のことを念頭において、具体的な事件について、個別的に、議員定数配分規定が憲法に違反するかどうかを判断すべきであると考える。

以上の次第で、これを本件について見ると、本件選挙施行当時、選挙区間における議員一人当たりの選挙人數の較差は、最大一対三・一八に達しているのであるから、その時点における投票価値の不平等状態をもたらしている本件議員定数配分規定は、法の下の平等を保障した憲法一四条一項の規定に明らかに違反する。よつて、私は、本件議員定数配分規定を違憲と判断するものであるが、右に述べた理由により、これを無

分規定に基づく選挙であつても、いわゆる事情判決の法理により無効としないことが可能であることを前提にして議員定数配分規定の違憲無効を判断するという従来の判例の示す方法に比較すると、議員定数配分規定を違憲であるが無効としないこととする方法の方が、今日の段階においては、定数訴訟における「総合的な視野に立つ合理的な」司法判断の方法として、より妥当ではないかと考えるのである。また、このような解釈は、「およそ国民の基本的権利を侵害する国権行為に対しては、できるだけその是正、救済の途が開かれるべきである」（昭和五一年大法廷判決における多数意見参考）として定数訴訟を認めた判例の趣旨や、紛争の具体的な解決に役立つのでなければ訴訟として採り上げるべきでないという基本的法理にもとることになることは、私もよく承知している。しかし、従来の定数訴訟において当該選挙が無効とされた例はおよそ見当たらず、昭和五一年大法廷判決以来、行政事件訴訟法三一条の規定の基礎に存するものと解すべき法の基本原則を適用して、当該事件において選挙を無効としないとした理由は、必ずしも、当該事件に特有のものではなく、現行の選挙制度が存続する限り、定数訴訟一般に当てはまることがある。その後の定数訴訟でも、右のいわゆる事情判決の基礎に存する法の基本原則の適用が反復された結果、当該議員定数配分規定の違憲無効が宣言されることはあっても、選挙無効の請求が認容されるには至らないという意識が広く醸し出されていることは否定できず、今日においては、定数訴訟が、期せずして違憲宣言訴訟の役割を果たしているとみるとできないわけではない。

もつとも、いわゆる事情判決の基礎に存する法の基本原則は、「具体的な事情のいかんによつては、衡量の結果が逆になり、当該選挙を無効とする判決がされる可能性が存する」と認めている（昭和五八年大法廷判

現行法の下では、通常の選挙無効訴訟の場合には、当該選挙を違法無効とする判決を受けた当該選挙管理委員会は、判決の趣旨に従い、公職選挙法の規定に基づいて、再選挙を執行することができるが、定数訴訟の場合は、選挙管理委員会によるべき法律の規定そのものが違憲無効とされるのであるから、当該選挙の無効判決を下すのみでは不十分といわなければならない。すなわち、選挙無効判決に併せて、国会に対して、速やかに議員定数分配規定の改正をすることを義務付ける判決をするか、あるいは、当該選挙管理委員会が判決の趣旨に従つて再選挙を施行するために必要かつ具体的な方策を示すのでなければ、当該定数訴訟を提起した当事者の権利の救済に何ら資することにはならないと考える。このことは、定数分配規定の一部を無効とすることにより、定数訴訟の提起されている選挙区の選挙を無効とする、いわゆる可分説による場合も同様である。私は、これらの手段を裁判所が案出することが司法作用の本質に反するものとは考えないけれども、諸般の事情にかんがみれば、現在の段階では、その機が熟していないといわざるを得ない。

私は、以上のこと考慮すると、現行の定数訴訟においては、裁判所は、議員定数分配規定の全体について合憲性の有無を客観的に判断するにとどめ、違憲と判断される場合でも、それを無効としないこととするのが妥当であると考える。したがつて、定数訴訟の主たる目的は、係争の議員定数分配規定の違憲性について、将来に向かつて警告的判断を下すことにあると解する。右の警告的判断がされた場合、国会は、憲法上の秩序を適正に維持するため、これに速やかにかつ誠実に対処して、その憲法上の責務を果たすべきものであることには、多言を要しない。

このような解釈については、憲法九八条一項との関係が問題とされるが、違憲無効と判断された議員定数配

自身に課せられた責務といわなければならない。これを、本件で問題となつてゐる衆議院議員選挙についてみると、衆議院議員を選挙する権利を平等に行使することを保障する規定は、公職選挙法別表第一所定のいわゆる議員定数分配規定である。右別表第一については、同法施行の日から五年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によつて更正するのを例とすると定められているが（別表第一末尾）、その趣旨は、議員定数分配規定を人口の変動に適合するよう更正することが国会自身の責務であることを明らかにしたものにほかならない。

次に、定数分配規定と憲法訴訟との関係についてみると、我が国の違憲立法審査制度は、具体的な事件を離れて抽象的に法律の規定の違憲性を審理判断するいわゆる抽象的規範統制を原則として認めないとされており、そのことは、議員定数分配規定の合憲性の審理判断についても同様である。最高裁判所は、累次の判例により、公職選挙法二〇四条の選挙訴訟の規定を用いて定数訴訟の制度を運用することができるとしており、これによつて、裁判所は、個々の定数訴訟を契機として、司法手続上可能な範囲で、議員定数分配規定の合憲性の有無を審理判断し、国民の選挙権の平等の保障に関する司法部の責務を果たすことができるとなつたのである。

ところで、公職選挙法二〇四条の規定は、本来、自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起する選挙訴訟（民衆訴訟）の規定であつて、個々の選挙人の投票価値という私権の保護をも目的とする定数訴訟を予想した規定ではない上、定数訴訟において裁判所が当該選挙の無効を宣言した場合の波及的効果、その際に当該議員定数分配規定について裁判所その他関係当局の採るべき具体的措置等については、現行法は何らの定めも置いていないのである。

一人当たりの選挙人数の最大較差「対三・一八が示す投票価値の不平等が、国会の裁量権の限界として、国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程の著しい不平等状態に達しているとまで断定することはできないとした点は、是認することができないが、本件議員定数配分規定が本件選挙当時憲法に違反するものとはいえないとした結論は、これを是認することができるというべきである。

論旨は、原審の結論に影響のない事項についての違憲、違法をいうか、右判示と異なる見解に立つて原判決を論難するものであり、すべて採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法二九六条、二八四条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官園部逸夫、同味村治の意見、裁判官橋元四郎平、同中島敏次郎、同佐藤庄市郎、同木崎良平、同小野幹雄の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官園部逸夫の意見は、次のとおりである。

私は、本件上告を棄却すべきものとする多数意見の結論には同調するが、その理由を異にするので、以下、私の意見を述べることとする。

私は、議員定数配分規定の違憲を理由とする選挙の効力に関する訴訟（以下「定数訴訟」という。）においては、議員定数配分規定の全体について合憲性の有無を判断するにとどめ、違憲と判断される場合でも、右規定を無効としないこととするのが妥当であると考える。その理由は次のとおりである。

国民が国会議員を選出する権利を自由かつ平等に行使することができるよう保障することは、本来、国会

議員一人当たりの選挙人数の較差の最大値が昭和六一年選挙当時の較差の最大値と比べて著しく掛け離れたものでないことなどを総合して考察すると、本件において、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達した時から本件選挙までの間にその是正のための改正がされなかつたことにより、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものと断定することは困難であるといわざるを得ない。

なお、衆議院本会議において、昭和六一年改正法案が可決された際、「今回の衆議院議員の定数是正は、違憲とされた現行規定を早急に改正するための暫定措置であり、昭和六十年国勢調査の確定人口の公表をまつて、速やかにその抜本改正の検討を行うものとする。」等との決議がされている。しかし、これは、衆議院が、立法院としての立場で自らの適切妥当な立法権の行使についての決意を表明したものであつて、右決議の存在は、本来、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達していた選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差につき憲法の要求する合理的期間内のは正が行われたか否かという法的判断とは次元を異にする問題であるといふべきである。

3 したがつて、本件においては、本件選挙当時、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差は、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つていたものではあるが、本件選挙当時の本件議員定数配分規定を憲法に違反するものと断定することはできないといふべきである。

三 結論

以上の次第であるから、原審の判断は、本件選挙当時の本件議員定数配分規定の下における選挙区間の議員

べきである。

2 前記のとおり、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差は、昭和六一年改正法による改正の結果昭和六一年選挙当時最大一対一・九二に縮小することとなつたものが本件選挙当時においては最大一対三・一八に拡大するに至つたが、これは、漸次的に生じた人口の異動によるものと推認することができる。

そして、昭和六〇年大法廷判決によって違憲と判断された昭和六一年改正法による改正前の議員定数配分規定の下における投票価値の不平等状態は、右改正の結果解消されたものと評価することができるものというべきであるが、その後の右較差の拡大による投票価値の不平等状態は、右較差の程度、推移からみて、昭和六一年選挙後で本件選挙のある程度以前の時期において憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達していたものと推認することができる。

右の時期については、事柄の性質上これを判然と確定することは不可能であるので、右較差の拡大による投票価値の不平等状態が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達した時からどれだけの期間経過した後に本件選挙が施行されたものかは、明らかではないといわざるを得ないが、本件選挙の施行の日までの期間は、本件議員定数配分規定の施行の日である昭和六一年選挙の施行の日（昭和六一年七月六日）からは約三年七ヶ月、昭和六〇年国勢調査の確定値が公表された日（昭和六一年一二月一日）からは約三年三ヶ月である。

以上の事実のほか、人口の異動は絶えず生ずるものである上、人口の異動の結果、右較差が拡大する場合も縮小する場合もあり得るのに対し、国会が議員定数配分規定を頻繁に改正することは、政治における安定の要請から考えて、実際的でも相当でもないことを考慮する必要があり、また、本件選挙当時の選挙区間における

【要旨】

1 平成二年二月一八日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和六一年法律第六七号。以下「昭和六一年改正法」という。）により改正された公職選挙法一三条一項、同法別表第一、同法附則七ないし一〇項の議員定数配分規定（以下「本件議員定数配分規定」という。）に依拠したものであるが、右改正前の議員定数配分規定によつて最後に行われた昭和五八年一二月一八日施行の衆議院議員総選挙当時における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数の較差は最大一対四・四〇（以下、較差に関する数値は、すべて概数である。）であったところ、右改正の結果、本件議員定数配分規定の下においては、昭和六〇年一〇月実施の国勢調査による人口に基づく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差が最大一対二・九九に縮小し、また、昭和六一年七月六日施行の衆議院議員総選挙（以下「昭和六一年選挙」という。）当時の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差が最大一対二・九二に縮小した。その後、平成二年二月一八日施行の本件選挙当時の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差は最大一対三・一八に拡大するに至った。以上の事実は、原審の適法に確定するところである。

本件選挙当時の右較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、選挙区の選挙人数又は人口と配分議員数との比率の平等が最も重要な基本的な基準とされる衆議院議員の選挙制度の下で、国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものというべきであり、また、投票価値の不平等に対する評価を異にするべき選挙制度の仕組みの変更その他投票価値の不平等を正当化すべき特別の理由を見いだすことはできない。したがつて、本件選挙当時において選挙区間に存在した投票価値の不平等状態は、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っていたものという

ように、選挙区割と議員定数の配分の具体的決定に当たっては、種々の政策的及び技術的考慮要素があり、これらをどのように考慮して具体的決定に反映させるかについて客観的基準が存在するものでもないから、議員定数配分規定の合憲性は、結局は、国会が具体的に定めたところがその裁量権の合理的行使としては認められるかどうかによって決するほかはない。

右の見地に立つて考へても、具体的に決定された選挙区割と議員定数の配分の下における選挙人の投票の有する価値に不平等が存在し、あるいはその後の人口の異動により右のような不平等が生じ、それが国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、右のような不平等は、もはや国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、憲法違反と判断されざるを得ないものというべきである。

もつとも、制定又は改正の當時合憲であつた議員定数配分規定の下における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数又は人口（この両者は、おむね比例するものとみて妨げない。）の較差が、その後の人口の異動によつて拡大し、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つた場合には、そのことによつて直ちに当該議員定数配分規定が憲法に違反するすべきものではなく、憲法上要求される合理的期間内のは正が行われないときに初めて右規定が憲法に違反するものというべきである。

4 また、議員定数配分規定そのものの違憲を理由とする選挙の効力に関する訴訟は、公職選挙法二〇四条の規定に基づいてこれを提起することができるものと解すべきである。

二 本件議員定数配分規定の合憲性

別表第一（平成四年法律第九七号による改正前のもの）二三九一項
憲性

き、選挙人資格における差別の禁止にとどまらず（四四条ただし書）、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等をも要求するものと解すべきである。

2 憲法は、国会の両議院の議員を選挙する制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねているのであるから（四三条、四七条）、投票価値の平等は、憲法上、右選挙制度の決定のための唯一、絶対の基準となるものではなく、原則として、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならない。

それゆえ、国会が定めた具体的な選挙制度の仕組みの下において投票価値の不平等が存在する場合に、それが憲法上の投票価値の平等の要求に反しないかどうかを判定するには、憲法上の投票価値の平等の要求と国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるという選挙制度の目的とに照らし、右不平等が国会の裁量権の行使として合理性を是認し得る範囲内にとどまるものであるかどうかにつき、検討を加えなければならない。

3 公職選挙法がその制定以来衆議院議員の選挙制度として採用しているいわゆる中選挙区単記投票制の下において、選挙区割と議員定数の配分を決定するについては、選挙人数と配分議員数との比率の平等が最も重要な基本的な基準であるというべきであるが、それ以外にも考慮されるべきものとして、都道府県、市町村等の行政区画、地理的状況等の諸般の事情が存在するのみならず、人口の都市集中化の現象等の社会情勢の変化を選挙区割や議員定数の配分にどのように反映させるかという点も考慮されるべき要素の一つである。この

沖縄県

五人

本表は、この法律施行の日から五年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によつて、更正するのを例とする。

○主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

○理由

上告人河原正和、上告代理人越山康、上告人上田智司、同武藤久資の上告理由について

一 議員定数分配規定の違憲を理由とする選挙の効力に関する訴訟

右訴訟についての基本的な考え方は、最高裁昭和四九年(判)第七五号同五年四月一四日大法廷判決(民集三〇巻三号二二二三頁)以下「昭和五一年大法廷判決」という。最高裁昭和五六六年(判)第五七号同五八年一一月七日大法廷判決(民集三七巻九号一二四三頁)以下「昭和五八年大法廷判決」という。及び最高裁昭和五九年(判)第三三九号同六〇年七月一七日大法廷判決(民集三九巻五号一一〇〇頁)以下「昭和六〇年大法廷判決」という。)の示すところであつて、これを変更すべき理由はない。その内容は、次のとおりである。

1 法の下の平等を保障した憲法一四条一項の規定は、国会の両議院の議員を選挙する国民固有の権利につ

公職選挙法(平成四年法律第九七号による改正前のもの)一三条一項、
別表第一 附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数分配規定の合
憲性

熊本県		長崎県		第三区	
第二区	第一区	第四区		第三区	
壱南北東大佐对南北西諒島長 松松彼世島高高彼 岐浦村支早原崎 郡郡市市管郡郡市市 内	築京田田門小三山八三三浮柳大久嘉鞍 上都川川司倉池門女瀧井羽川牟留穗手 郡郡市市郡郡郡郡市市市市 内	四人	五人	五人	四人
大分県		第一区		第一区	
速東西中別日玖直大南北大津白佐日大 國國見津府田珠入野海海久 見東東部部分見 郡郡市市郡郡郡郡市市市市	天球葦八下上水人八阿菊鹿玉飽荒熊 草磨北代益益土保吉代蘇池本名託尾本 郡郡郡郡郡郡郡郡市市市市市市市市 内	三人	四人	五人	五人
第二区	第一区	第二区	第一区	第二区	第一区
大熊囃肝鹿始伊出薩阿川日川揖鹿串枕鹿 島支毛渺属屋良佐水摩久内置辺宿兒木 郡郡郡郡郡郡郡郡市市市市市市市市 内	東西北南都西東児宮日延宮 諸諸諸那白白湯崎向岡崎 郡郡郡郡郡郡郡郡市市市市市市 内	八二 (全)	字下 佐毛 郡	八二 (全)	八二 (全)
三人	三人	四人	三人	三人	三人

兵
第一
庫
区
県
 第五区 第四区 第三区
 芦洲西尼神 泉泉泉貝泉岸堺中南富八布北豊三寝茨枚守高吹池豊城旭東東西
 屋本宮崎戸 南北佐塚大和河河田尾施河能島木方口櫛田田中東淀淀
 市市市市市 郡都市市市市郡都市市市郡郡郡郡市市市市市市市市区区区区
 三人 三人 四人 四人

奈
良
県
 第五区 第四区 第三区 第二区
 多水美朝養出城豊穴佐赤揖神飾赤竜相姫印加加多加美明西加明三津有川武伊
 紀上方来父石崎岡栗用穗保崎磨穂野生路南古西可東臺石勝古石原名馬辺庫丹
 郡郡郡郡郡郡郡市郡郡郡郡郡市市市市郡郡郡郡郡郡市市市市郡郡郡郡郡市
 五人 三人 四人 三人 五人

岡
島
鳥
山
根
取
第一
区
 第二区 第一区
 児笠玉児玉倉久英勝苦真上邑和赤御津岡
 島岡島島野敷米田田庭道久氣磐津山山
 郡市市市市郡郡郡郡郡郡郡郡郡市市
 五人 五人 三人 三人
 和
歌
山
県
 第二区 第一区
 東西日有田新伊那海海和
 車車高田辺宮都賀草南山
 婁婁郡郡郡市郡郡郡市市
 八〇（合）



長	山	福					
野	梨	井					
県	県	県	第二区	第一区	第二区	第一区	第四区
更			珠鳳鹿羽河七石能江小金		西東氷射新高婦下中上魚富		
級			洲至島昨北尾川美沼松沢		礪礪見水湊岡負	新新新津山	西中東頸頸城城城
市			郡郡郡郡都市郡郡市市		波波郡郡郡市市郡郡市市	川川川郡郡郡市市	郡郡郡
五	四	人	三	人	三	人	三

岐	阜	縣	第一区	第四区	第三区	第二区	第一区
武	山	本	揖安不養海羽稻関大岐	北南東西松下上諷諷飯岡埴小北南上下上			
儀	県	巣斐八破老津島葉	垣阜	安筑伊伊	佐佐水水高高		
郡	郡	郡	郡	那那	訪訪田谷科県久久	内内井井	
市	市	市	市	郡郡郡郡	郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市	郡郡郡
五	人		三	人	四	人	三

第三区	第二区	第一区	静岡県	第一区		
周磐磐浜富駿田賀吉伊富三熱沼小榛志安庵燒島清靜		吉大益患土可加郡中多高				
智田田松士東方茂原東土島海津笠原太倍原津田水岡		城野田那岐児茂上川見				
郡郡市市郡郡市市市市市市市市市市市市市市市市市		郡郡郡郡郡郡市市市市市市市市市市市市				
四	人	五	人	五	人	四



憲別公性表職選挙法(平成四年法律第97号による改正前のもの)の議員定数分配規定の項

第一区	東京都	第二区		第三区		第一区		千葉県		第四区			
		新港	中千代	安夷君山長茂木館香匝海印佐銚東市千野松船市千	葛原葉田戸橋川葉	北南北行大児	葛崎埼	葛里玉	郡郡郡市市郡郡郡市市市市	郡郡郡市市郡郡郡市市市市	郡郡郡市市郡郡郡市市市市		
宿	央田	房隅津	更生原	山取瑳上篠原子節	葛原葉田戸橋川葉	葛崎埼	葛里玉	郡郡郡市市郡郡郡市市市市	郡郡郡市市郡郡郡市市市市	郡郡郡市市郡郡郡市市市市	郡郡郡市市郡郡郡市市市市		
区	区	区	区	郡郡郡郡郡市市市郡郡郡市市市郡郡郡市市市市	郡郡郡郡郡市市市郡郡郡市市市市郡郡郡市市市市								
四人		五人		四人		四人		三人					
第一区	神奈川県	第七区		第六区		第五区		第四区		第二区			
		横浜市	多多摩市	北南西青三武立八江葛足荒江鑑練板北豊杉中淡世目八三大品台文 藏王戸立川東田馬橋島並野谷田黒支支田川東京 梅鷺子川谷府庁内内	丈宅島								
四人		五人		五人		四人		三人		三人			
第二区	新潟県	第三区		第一区		第一区		第三区		第二区			
		中高刈沼	南北古志蒲	三南柏崎	三長岡原	東中北蒲原	新新原	佐原	西蒲原	津愛	足中高茅	小藤平三	横須賀
七七 (老)		魚沼	魚沼	魚沼	魚沼	蒲原	蒲原	蒲原	蒲原	津	柄柄	ケ田	沢塚浦倉崎
		郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	郡市	下上	座	崎原	賀
		五人		四人		三人		五人		四人			

第一区	第一区	福島県	第二区	第一区	第二区	第一区
田石西東大河耶北南岩白若安安伊信郡福 村川白白沿沼麻会会瀬河松積達達夫山島 郡郡郡郡郡郡郡郡市市郡郡郡郡市市			飽西東最北新酒鶴西東南西東南 田田上庄田岡置置置村村村 海川川上山賜賜賜山山山			
五人	四人	四人	四人			
第二区	第一区	栃木県	第三区	第二区	第一区	第三区
芳佐栃足那塩上河鹿宇 賀野木利須谷都内沼宮 郡郡郡郡郡郡市市			結瓊真筑新古土多久那日北稻行鹿西東水 城島壁波治河浦賀慈珂立相敷方島茨茨戸 郡郡郡郡市市郡郡郡郡市市			相双石平 馬葉城 郡郡市
五人	五人	五人	三人	四人	三人	
第三区	第二区	第一区	埼玉県	第三区	第二区	第一区
秩秩熊比入所川北大浦川 父父谷企間沢越足立 郡郡郡郡市市			吾碓北多北群高邑山新太桐佐利勢伊前 妻水甘樂群馬崎樂田田生波根多崎 郡郡郡郡市市郡郡市市			足安下都利蘇賀 郡郡郡
三人	三人	四人	四人	三人	三人	七六 (一)

同法別表第

同法附則九項 別表第一の規定にかかるらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ該下欄に掲げる数とする。

					北海道
秋田県	第 二	山形県	第 二	区	
山形県	第 二	埼玉県	第 二	区	
埼玉県	第 四	東京都	第 四	区	
東京都	第 三	神奈川県	第 二	区	
神奈川県	第一	第二	第三	第四	第五
五人	五人	五人	四人	四人	六人
鹿児島県	第 三	兵庫県	第 五	大阪府	新潟県
区	区	区	一	二	第 四
二人	二人	五人	五人	二人	二区

同法附則一〇項 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

憲別公職選挙法(平成四年法律第九七号による改正前のもの)一三条一項
附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数配分規定の場合

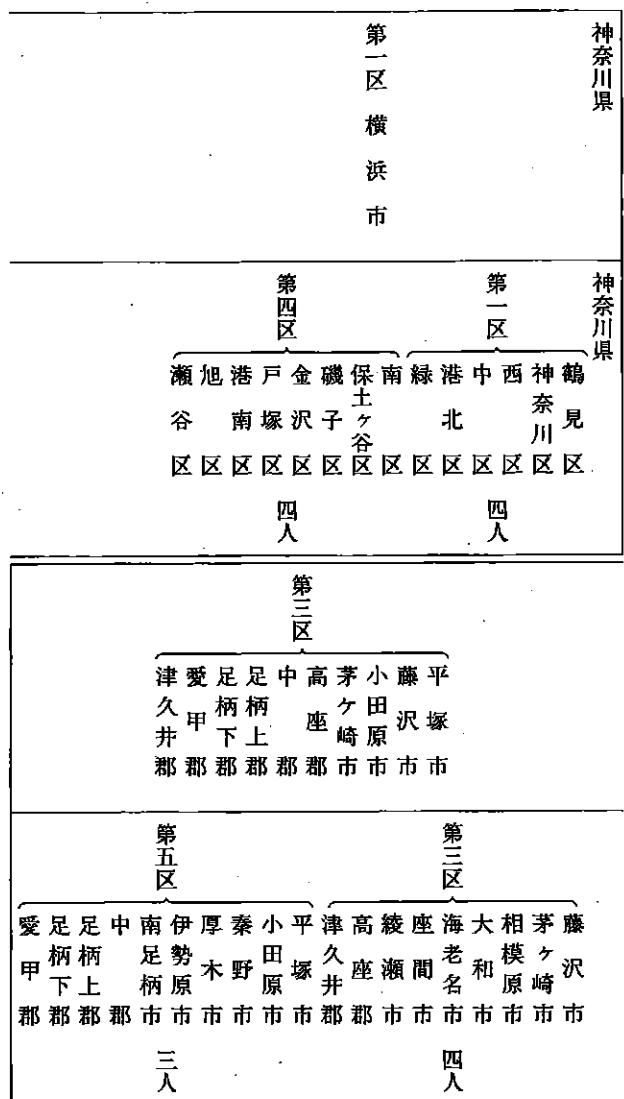
第一区										大分県	
日	玖	直	大	南	北	大	津	白	佐	日	大
田	珠	入	野	海	海	分	久	杵	伯	田	分
郡	郡	郡	郡	郡	部	部	見	市	市	市	市
第一区										大分県	
日	玖	直	大	南	北	大	竹	津	白	佐	日
田	珠	入	野	海	海	分	大	分	久	杵	分
郡	郡	郡	郡	部	部	見	郡	田	見	伯	市
を除く。(狭間町)										大分県	
第二区										大分県	
宇	下	速	東	西	中	別					
佐	毛	見	東	東	國	國	津	府			
郡	郡	郡	郡	郡	市	市					
第二区										大分県	
大	字	下	速	東	西	宇	杵	豊	中	別	
分	佐	毛	見	東	東	國	國	後			
郡	郡	郡	郡	郡	市	佐	栗	高			
狭	間	町				田	市	田			

同法附則八項 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区は、それぞれ当該下欄に掲げる選挙区に変更する。

七二（三）

第二区		第一区		和歌山县
東西日有田新 牟牟高田辺宮 妻妻郡郡郡市市		伊那海海和 都賀草南市 郡郡郡市市		
第二区		第一区		和歌山县
東西日有海有御田新伊那橋海和 牟牟高田草田坊辺宮都賀本南 妻妻郡郡郡市市市市郡郡市市				
第三区		第一区		愛媛県
南北東西喜八宇 宇宇宇宇幡和 和和和和浜島 郡郡郡郡市市		上伊温松 浮予泉山 穴郡市		
第三区		第一区		愛媛県
南北東西喜伊伊大八宇上温北松 宇宇宇宇幡和浮泉条山 和和和和多予子洲浜島穴 郡郡郡郡市市市市郡市				

別表選挙 第一 附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数配分規定の合	大阪府 天王寺区 正 西住之江 浪速区 大港區 成吉 瑞穂区 昭和区 守山市 中村区 東山區 千種区 北区 豊島区 三鷹区 荻窪区 枚方区 守口区 高麗区 吹田区 池田区 豊中区 守野区 中野区 田中区 木津区 面木区 櫻田区 田中区 東野区 阿倍野区 生野区 浪速区 南野区 倍野区 吉野区 野寺区 寺町区 天王寺区	第一区 名古屋市	第一区	愛知県
			第六区	第一区
大阪府 天王寺区 正 西住之江 浪速区 大港區 成吉 瑞穂区 昭和区 守山市 中村区 東山區 千種区 北区 豊島区 三鷹区 荻窪区 枚方区 守口区 高麗区 吹田区 池田区 豊中区 守野区 中野区 田中区 木津区 面木区 櫻田区 田中区 東野区 阿倍野区 生野区 浪速区 南野区 倍野区 吉野区 野寺区 寺町区 天王寺区	第一区 名古屋市	第一区	愛知県	
		三人	四人	四人
大阪府 天王寺区 正 西住之江 浪速区 大港區 成吉 瑞穂区 昭和区 守山市 中村区 東山區 千種区 北区 豊島区 三鷹区 荻窪区 枚方区 守口区 高麗区 吹田区 池田区 豊中区 守野区 中野区 田中区 木津区 面木区 櫻田区 田中区 東野区 阿倍野区 生野区 浪速区 南野区 倍野区 吉野区 野寺区 寺町区 天王寺区	第一区 名古屋市	第三区	第一区	
		三人	四人	四人
大阪府 天王寺区 正 西住之江 浪速区 大港區 成吉 瑞穂区 昭和区 守山市 中村区 東山區 千種区 北区 豊島区 三鷹区 荻窪区 枚方区 守口区 高麗区 吹田区 池田区 豊中区 守野区 中野区 田中区 木津区 面木区 櫻田区 田中区 東野区 阿倍野区 生野区 浪速区 南野区 倍野区 吉野区 野寺区 寺町区 天王寺区	第一区 名古屋市	第七区	第三区	
		三人	五人	三人



公職選挙法（平成四年法律第九七号による改正前のもの）
（附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数配分規定の項）

第六区	第五区	第一区	東京都																							
			江	葛	足	荒	江	墨	練	板	北	豊	台	文	新	港	中	千	代	田						
戸	飾	立	川	東	田	馬	橋	島	東	京	宿	央	田													
川	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区						
第十区	第六区	第九区	第五区	第八区	第一区	東京都																				
江	葛	足	荒	江	墨	練	板	北	練	豊	台	文	中	新	港	千	代	田								
戸	飾	立	川	東	田	橋	馬	島	東	京	央	宿	央	田												
川	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区						
五人	四人	三人	三人	三人	三人																					
第七区						東京都																				
北	南	西	青	三	武	立	八																			
多	多	多	梅	鷹	藏	王	子																			
摩	摩	摩	郡	市	野	川	市																			
都	都	都	市	市	市	市	市																			
区第十一	第七区					東京都																				
西	秋	稻	多	泊	福	日	町	調	府	青	八	武	東	清	東	保	田	国	國	東	小	昭	三	武	立	
多	川	城	摩	江	生	野	田	布	中	梅	子	王	村	留	大	谷	無	立	寺	山	平	金	島	鷹	川	
摩	都	市	市	市	市	市	市	市	市	山	米	村	瀬	和	立	寺	山	井	井	井	井	井	井	井	井	
都	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
五人	四人																									

て選挙すべき議員の数は、別表第一で定める。

同法附則七項 別表第一の規定にかかるわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区は、それぞれ当該下欄に掲げる選挙区に分割し、当該選挙区において選舉すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。この場合において、千葉県第一区の分割にかかるわらず、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条の規定による衆議院議員の選挙区に関する千葉市に係る特例については、なお従前の例による。

○選挙無効請求事件

(平成三年四月二〇日大法廷判決要却)

【上告人】原告 河原正和 外二名 代理人 越山 康外一七名

【被上告人】被告 東京都選挙管理委員会 代理人 加藤和夫 外七名

【第一審】東京高等裁判所 平成三年二月八日判決

○判示事項

公職選挙法(平成四年法律第九七号による改正前のもの)一三条一項別表
第一、附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数配分規定の合憲性

○判決要旨

公職選挙法(平成四年法律第九七号による改正前のもの)一三条一項別表
第一、附則七ないし一〇項の衆議院議員の議員定数配分規定は、平成二年
二月一八日施行の衆議院議員選挙当時、憲法一四条一項に違反していた
ものと断定することはできない。

(意見及び反対意見がある。)

【参照】憲法一四条一項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によ
り、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

公職選挙法(平成四年法律第九七号による改正前のもの)一三条一項 衆議院議員の選挙区及び各選挙区におい
公職選挙法(平成四年法律第九七号による改正前のもの)一三条一項
別表第一
憲性
六七 (全)

逆綴り

等を検討する際にも常に重視すべきであると考えるものである。

二三一四（三）

（裁判長裁判官 三好 達 裁判官 園部逸夫 裁判官 可部恒雄 裁判官 大西勝也 裁判官 小野幹雄
 裁判官 大野正男 裁判官 千種秀夫 裁判官 根岸重治 裁判官 高橋久子 裁判官 尾崎行信 裁判官
 河合伸一 裁判官 遠藤光男 裁判官 井嶋一友 裁判官 福田 博 裁判官 藤井正雄）

なわち、選挙に当たつて選挙人が平等な選挙権を有することを基本として成り立つており、我が国の憲法もそれを前提として制定されている。いわゆる定数較差の存在は、結果を見れば選挙人の選挙権を住所がどこにあるかで差別していることに等しく、そのような差別は民主的政治システムとは本来相いれないものである。人口異動等により選挙区ごとの議員一人当たりの選挙人数に相当な較差が生じた場合には、合理的期間内、例えば國勢調査の確定値が公表された後所要の選挙法令の改正に通常必要とされるであろう期間内に定数の是正が行われることが期待される。

第二院については、連邦制あるいは身分制等に基づく選出制度を採用し、選挙人の選挙権の平等への配慮を二次的な地位に置く国が世界の中を見られるが、我が国にあっては参議院についてそのような特別の選出制度は規定されておらず、憲法四二条に定める原則は、衆・参両議院についてひとしく適用される。したがって、参議院に独自性を持たせようとする種々の試みも、選挙人の投票権の平等という基本原則を遵守することが前提となる。

民主主義の優れている点は、国民の主権を確保するという点はもとよりであるが、時代の要請に応じ政策の変更を行っていく柔軟性が他のシステムに比し格段に高い点にある。民主制に基づく政治システムの優位性は、この十年來の世界の出来事の中でも改めて明らかとなつた。選挙制度において、差別であれ、特權であれ、その存在を合理的な限界を超えて許すことは、取りも直さず、民主制に基づく政治システムの柔軟性を硬化させる効果を生じ、民主主義の持つ利点を大きく損ないかねないものであつて、このような事態は、我が国の憲法の許容するところではない。右に述べたような基本的視点は、参議院議員選挙における投票価値の平

が、国会は、本件選挙当時までこのような状態が二〇年以上の長きにわたって継続していたにもかかわらず、これを全く是正しようとしなかつたのであるから、是正のため許容し得る期間をはるかに超えていたことは明らかであり、本件定数配分規定は、本件選挙当時、憲法に違反するものであったというべきである。

ちなみに、平成六年六月二十九日、いわゆる四増四減を内容とする公職選挙法等の一部を改正する法律が公布され、これによつて全選挙区間における議員一人当たりの人口の最大較差が四・八一倍に縮小されたとされてゐるが、右改正案は、専ら逆転現象を解消することを目的とし、併せこれによつて全選挙区相互間における最大較差の縮小を図ろうとしたものにすぎない。むしろ、制定当初の理念とその配分原則に基づき五八人の付加配分を適正に行おうとするのであれば、現行四人区の一部を一人区に減員し、かつ、八人区の一部を増員するなどの措置を探らなければならなかつたはずであつて、これに全く手を着けないまま行われた前記改正は、單なる弥縫策といわれてもやむを得ないのであろう。現に、この改正によつても四人区以上の選挙区間の較差が三倍を超える選挙区が依然として三選挙区も存在するのであるから（鹿児島県選挙区の一に対し、千葉県選挙区の三・二四倍、北海道選挙区の三・一三倍、兵庫県選挙区の三・〇九倍）、右の改正によりその違憲状態が解消されたとみることは困難である。

裁判官福田博の追加反対意見は、次のとおりである。

私の意見は、前記反対意見として述べているとおりであるが、この問題についての私の基本的考え方を簡潔に補足して述べておきたい。

私の考えでは、民主制に基づく政治システムとは、立法府、特にその第一院が民主的に選出されること、す

られるのであって（鹿児島県選挙区の一に対し、埼玉県選挙区の三・五六倍、千葉県選挙区の二・一一倍）、この較差は、前記限界をはるかに超えるものであり、到底これを容認することができない。

もつとも、参議院議員選挙における議員定数配分規定の合憲性の有無を判断するに当たっては、単に四人区以上の選挙区間の較差のみをもってこれを評価すべきではなく、全選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差をも併せ評価すべきものであることはいうまでもない。なぜならば、いかに四人区以上の選挙区間の較差が合理的範囲内にとどまるものであつたとしても、全選挙区間におけるその較差が著しいものであるときは、選挙権平等の原則が保持されているものとはいひ難いからである。当然のことながら、四人区以上の選挙区間の較差を三倍以内に收めようとすれば、全選挙区間におけるその最大較差もまた、当然それに連動してある一定範囲内に収まることが明らかではあるが、私は、全選挙区間における最大較差が少なくとも五倍を超えるものであつてはならないと考える。したがつて、私は、四人区以上の選挙区間の較差が三倍を超えた場合、又は全選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差が五倍を超えた場合には、いずれも、当該定数配分規定の下における不平等状態は、投票価値の平等の有すべき重要性に照らし看過することができない程度になつたものと考えざるを得ない。

そこで、いつからこのような状態となつたかにつき検討してみると、遅くとも、昭和四六年六月二七日施行の第九回参議院議員選挙において、四人区以上の選挙区間の較差が三倍を超え（栃木県選挙区の一に対し、神奈川県選挙区の二・五六倍）、また、全選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差が五倍を超える状態（鳥取県選挙区の一に対し、東京都選挙区の五・〇八倍）となつたことが認められる。ところ

き得る限り忠実かつ厳格に遵守され続けていかなければならぬものであったのである。そうであるとするならば、本件選挙における投票価値の平等性を検討するに当たっては、この五八人についての配分の適正、つまり、四人区以上の選挙区間の較差をみることが極めて重要であるといべきである。もつとも、わずか五八人という付加配分数の枠内で人口比例の原則を厳格に実施しようとしてみても、総体的にその数が少ないだけに、おのずからそこには限界があることも否定し難いところである。現に、制定当初における四人区以上の中の選挙区間の較差をみてみると、大部分が二倍以内に収まっているとはいうものの、わずかながらとはいえ、その較差が二倍を超える選挙区が二区存在していたことが認められる（北海道選挙区の一に対し、新潟県選挙区の二・一二倍、千葉県選挙区の一・〇一倍）。このようにみてくると、この五八人の付加配分については、一面、それが一律一人配分による投票価値平等原則へのマイナスの影響を最小限度に食いとどめるため重要な機能を當るものであること、他面、五八人という小人数の枠内での調整に由来する現実的制約が存在すること、さらに、参議院議員選挙制度においては、総定数二五一人のうち約四〇パーセント近い一〇〇人が全国を通じ一人一票の原則に従って選出されることとなっていることなどを総合勘案した場合、私は、四人区以上の選挙区間の較差が二倍程度にとどまる場合にはやむを得ないものとして是認し得るもの、少なくともその較差が三倍を超えるに至った場合には、もはや投票価値平等の原則からみてこれを容認し得るものではないと考える。

ところが、本件選挙当時における四人区以上の選挙区間の較差は、最大四・五四倍にも達しており（鹿児島県選挙区の一に対し、神奈川県選挙区の四・五四倍）、他に、三倍を超える選挙区が二区存在することが認め

査会において審議されていた配分案のうちの一つである甲案・第一案であったとされているが、甲案とは、各都道府県の人口の割合によってその配分数を算定する案であり、昭和二一年四月二六日現在の人口調査による総人口数を地方選出議員の総数一五〇人で除した数、すなわち議員一人当たりの基準人数を求め、この基準人数をもって各都道府県の人口を除して得た数を配当基数とし、この配当基数に基づき定数を配分しようとしたものであり、そのうちの第一案とは、配当基数が二以下の場合にはすべてこれを二と算定し（この部分が一律二人ずつの配分部分に相当する）、四、六又は八の偶数以上となつた選挙区に対しても、端数をすべて切り捨てた上、その数から二を控除した偶数、つまり一、四又は六の議員数を附加配分するものとし、これにより剩余を生じた分については、端数の大きいものから五八人に満つるまで順次一人あて附加配分するという案であったのである。

なお、その最大配分数を八としたのは、たまたま配当基数の最大数値が八・五八（東京都の場合）であり、偶数以上の端数切捨ての原則をもつてすると、これを八とするのが相当であつたことに由来するものであつて、もともと八以上の配分を否定する趣旨のものでなかつたことは明らかである。したがつて、この五八人については、本件定数配分規定の制定当初から徹底した人口比例の原則に基づきその配分方法が定められたことは疑いの余地がない。この五八人は、現行規定に基づく選挙区選出議員の総数一五二人（沖縄復帰による同選挙区への追加配分に伴い、その数は一五〇人から一五一人となつた。）のうち三八パーセント余に当たるが、残余の六二パーセント弱を占める九四人を各選挙区に対し一律に一人ずつ配分したことによつて生じた投票価値平等原則へのマイナスの影響を最小限度に食いとどめるためにも、この分についての人口比例の原則は、で

どまることが望まれるというべきであろうが、最低二人割当制の合理性等を考慮すると、三倍台までの較差は許容せざるを得ないかも知れない。しかしながら、較差を二倍台にとどめた当初の立法者の意図からすれば、較差が三倍台を更に超え四倍台となれば、著しい不平等とみるべきは常識であつて、この程度に達したのは昭和三七年七月以前であったことは明らかであるから、既に修正のための合理的期間を経過していることに疑いを差し挟む余地はない。私が、本件定数配分規定を違憲とする反対意見に参加するゆえんである。

裁判官遠藤光男の追加反対意見は、次のとおりである。

私の意見は、前記反対意見に要約されているとおりであるが、本件定数配分規定の合憲性を判断するに当たっては、とりわけ、定数が四人以上の選挙区間における定数一人を超える議員一人当たりの選挙人数の較差（以下「四人区以上の選挙区間の較差」という。）を見ることが肝要であると考えるので、この点についての私の意見を補足的に明らかにしておきたい。

参議院議員選挙法は、地方選出議員一五〇人の配分を定めるに当たり、まずもって、各都道府県選挙区に対して一人ずつの定数を一律に配分した上（沖縄を除く四六都道府県の地方選出議員の総数九二人）、残余の五八人を一定の基準に基づき特定の選挙区に対し付加配分するものとした。憲法上の要請である三年ごとの半数改選を前提とする限り、人口又は選挙人数の大小を問わず、各選挙区に対し最低二人の議員数を配分したことは、それなりに合理性のある配分方法として是認し得るものといえよう。

問題は、むしろ、このような配分方法を採った後に生じた残余の地方選出議員五八人の配分方法いかんにある。すなわち、同法がその制定当初地方選出議員の配分につき現実に採用した配分方法は、当時、臨時法制調

四 本件のように憲法の要求する価値が何を意味し、いかなる限度で他の考慮要素により制限され得るかが問題となつた場合、第一義的には憲法の法文自体に表明されたところに従うべきであるが、その内容を確定するためには憲法制定過程ないしこれに近接して制定された法律の立法過程に表れた立法者の意図、目的によつて補充することも必要であろう。特に民主制政治の根幹をなす投票価値の平等を制限することとなる本問題については、立法者の意図を尊重すべきであるが、これをうかがわせる最も有益な資料は憲法制定に近接して立案された最初の衆議院及び参議院の議員定数配分規定であろう。昭和二二年制定の同規定では人口比率の最大較差は衆議院の場合一対一・五一であるのに対し、参議院の場合一対一・六一となつてゐた。参議院について右較差が生じたのは、地域代表的性格を考慮した上で半数改選制を実施する必要上技術的に簡便な方法として、各選挙区にまず一人を割り当てたことが主たる原因であったのであるが、右の現実の較差からみて、当時の立法院は、参議院に独自の特色を持たせるため衆議院との間に差を設けるとしても、衆議院の場合の較差に数字で一を加える程度の較差にとどめる意図であったと考えられ、これを数字上大きく超えるほどの較差を容認していたとは考えにくいところである。そして、残余の議員数については専ら人口比率に従つて配分しているのであるから、立法者は、地域代表的性格を考慮した結果人口比例原則からかい離するとはいえ、最低二人を割り当てる技術的理由が明らかであり、かつ、かい離の程度が比較的軽微であったから、右のような制度を採用したものとみるべきである。

前述の参議院制度の趣旨に併せて、実定法上に表れたこうした立法者の意図を重視すれば、参議院（選挙区選出）議員の定数配分における較差は、衆議院の場合のあるべき較差二倍以下と大きく隔たらない二倍台にと

容するには、それが参議院の存在理由からみて特段の合理性を有するか否かを再考し、より厳格な合理的理由が具体的に論証されなければならないというべきである。

そもそも、地域代表的性格の過度の強調は、参議院の衆議院化を招き、前述した参議院に理の政治を期待する憲法の趣旨と現行制度の枠組みに反する結果となることを想起すべきであり、この視点から、私は、右の理由による較差の許容については抑制的であらねばならないと考える。

さらに、現行の最低二人割当制についても、それ自体は人口過疎地区の利害や意見が国会審議に反映されるという意味で合理性を有しているとはいっても、そのことによって、結果として投票価値の平等をいかに侵害してもよいということになるわけではない。衆議院議員の選挙区割及び定数配分の決定についても、都道府県、市町村等の行政区画などの事情が考慮要素となることを前提としつつ、人口比率の較差の許容限度が論じられているのであって、都道府県を単位とする地域代表的性格を加味したとされる参議院（選挙区選出）議員の定数配分についても、その較差の許容限度は衆議院議員の場合と大きく異ならない程度とするのが本則であるというべきである。私は、定数四人以上の選挙区間に限らず、全選挙区間において、本来は、二倍を超える較差は許されるべきではないと考えるものであるが、両議院間に構成の差を設けることによる代表の多面性や両議院の補完、修正機能の確保といった効果を期待して一応の合理性を肯定し得る最低二人割当制を導入した結果、二人区を含む比較においては制定当初から二倍を超える較差が存したこと等をも考慮して、一定限度での基準を緩和することは認めざるを得ないであろう。その場合、どの程度まで合理性を有するとして許容すべきかがここでの問題である。

のとして是認し得るかにつき、参議院の具体的選挙制度に即して吟味、検討すべきである。

二 憲法が二院制を採用した理由は、参議院が、衆議院と異なる議員構成を持つことによって、専門的な知識経験をふまえ、長期的展望の下に理性的で慎重な判断をし、第一院の多数を頼む偏った政策決定を抑制することを期待するところにある。憲法は、参議院につき、衆議院と異なる六年間の任期を定め、かつ、解散制度を設けないことによって、議員に長期間安定した地位を保障し、議員が、頻繁な選挙の負担に影響されることなく、全国的視野に立脚した客観的で公正な見解を国政に反映させることをより一層可能にするとともに、半数改選制と相まって政策の継続性を保持し得る制度を定立した。もとより、参議院を都道府県単位の代表として、あるいはより広域単位の代表として構成しようとする立場も十分考慮に値するものであろうが、憲法は、この視点に重きを置かないで、右のような構成とは異なる今日の参議院制度を採用したのである。したがつて、現憲法の趣旨を酌んで、法律により参議院と衆議院との議員構成に一定の差異を持たせるとしても、それは、現行二院制の理念に沿いつつ、かつ、あくまで前記のような平等原則に反しない限度で例外的に許容されるにすぎないと解すべきである。

三 我々が今参議院の具体的選挙制度の仕組みの中で人口比例原則を変更するため考慮することができる要素としては、上告人の主張や立法以来広く論じられてきたところに照らしても、都道府県制に基づく地域代表的性格以外には見当たらない。しかも、現行選挙制度の仕組みにおいて、地域代表的考え方は、無条件に各選挙区に最低二人を割り当てる形態で既に実現されている。これに重ねて、右の基礎的配分を超える議員についてまで再度地域代表的考え方を持ち込み、同一の理由に基づいて一層平等原則を損なう結果をもたらすことを許

前記反対意見のうち、国会の裁量権の行使が合理的か否かを考慮する基準について、私の意見を次のとおり補足する。

一 最高裁昭和四九年(4)第七五号同五年四月一四日大法廷判決・民集二〇巻二号一二三頁は、憲法の要求する投票価値の平等は、常にその絶対的な形における実現を必要とするものではないが、選挙の仕組みを定める際の単なる考慮事項の一つにとどまるものではなく、現実に投票価値に不平等の結果が生じてゐる場合には、その不平等が、国会の正当に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならぬと解されるのであり、その限りにおいて大きな意義と効果を有すると述べ、国会が衆議院及び参議院それぞれについて決定した具体的選挙制度は、それが憲法上の選挙権の平等の要求に反するものでないかどうかにつき、常に各別に右の観点からする吟味と検討を免れることができないというべきであると結論づけてゐる。

右判示は、選挙権の平等は、選挙制度の在り方に關し、憲法上一つの強固な核心をなす要請であつて、他の諸々の考慮要素と同列に論ずるには余りにも貴重な権利であり、これに照らして他の考慮要素の合理性、許容性を判断する標準とされるべき、より高度の価値を有するものであることを示してゐる。前記反対意見が、投票価値の平等は極めて重要な基準であるから単に他の諸要素と並列して論ぜられるべきでないとするのも、この趣旨である。

よつて、本件定数訴訟においても、右判決に示された法理に従い、いかなる重要な政策的目的ないし理由があつて投票価値の不平等状態が招來されているか、その結果は投票価値の平等の原則に照らしても合理的なも

いたものであり、本件選挙当時、国会における是正のための合理的期間をはるかに超えていたことは明らかである。本件選挙当時の公職選挙法をみると、衆議院議員の選挙区割及び各選挙区における議員定数を定めた同法別表第一の末尾には「この法律施行の日から五年」とに、直近に行われた国勢調査の結果によつて、更正するのを例とする。」との定めがあるのに対し、参議院（選挙区選出）議員の定数配分規定には同趣旨の定めが存在しないが、投票価値の平等は憲法上の極めて重要な要請であることにかんがみれば、右定めの欠缺をもつて、参議院議員選挙については投票価値の不平等の是正を長期間にわたつて行わないことを合理的であるとし、特にこれを許容する趣旨であると理解することはできない。

五 いわゆる事情判決の法理による違法宣言

右のようすに本件定数配分規定は、本件選挙当時において違憲とされるべきものであるが、本件選挙を無効とすることによっても本件訴訟の対象となつた選挙区以外の選挙が無効となるものではないこと、本件選挙を無効とする判決の結果一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することになること、本件訴訟提起後平成六年に至つて国会において公職選挙法が改正され参議院（選挙区選出）議員の定数配分規定が改められていることにならんがみれば、本件選挙が憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨判示し、主文において右選挙の違法を宣言するにとどめるのが相当と考えるものである。

したがつて、原審の判断は結論において正当として是認することができ、本件上告は棄却すべきものと考える。

裁判官尾崎行信の追加反対意見は、次のとおりである。

公職選挙法（平成六年法律第二号による改正前のもの）—四条、別表
第二の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性

一人当たりの選挙人数の最大較差をみても、既に昭和四六年において三・五六倍に達している。このように、当初は人口比例原則に基づいて定数配分がされた付加配分区において顕著に不均衡が生じ、これに伴って全選挙区を通じて多数の逆転現象が生じ、昭和五二年及び昭和五五年には一七例、昭和五八年及び昭和六一年には二〇例、平成元年には二三例、本件選挙時には二四例に上っている。

しかし、その間、参議院議員の定数及びその配分については、沖縄復帰に伴う一人増加以外には何ら修正は行われなかつた。それは、国会において、その状態を維持することが合理的であるとの政策決定によつてされたものではなく、国会自らその不合理なことを十分認めていたにもかかわらず修正がされなかつたのである。

すなわち、昭和五〇年六月には、参議院での審議運営に関して、参議院議長により、「参議院地方区定数是正是人口の動態の変化に基づき次の参議院選挙を目途として修正するようとりはからう」ことを条件とするあつせんがされ、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党の各党を代表する議員から、同年五月には自由民主党の議員からそれぞれ定数是正の法案が提出されたが、いずれも成立に至らなかつた。

このような経過で、参議院議員の定数配分は、国会によつても人口異動など社会情勢の変化により是正する必要があると認められながら、結果的に、制定時から本件選挙当時まで実に四五年にわたつて全く改正されなかつたものである。各選挙区に最低二人の議員を配分することの合理性を前提としても、遅くとも、議員一人当たりの選挙人数の最大較差が五倍を超えて付加配分区間における定数一人を超える議員一人当たりのそれが三倍を超える状況が定着したとみられる昭和五〇年代半ばころまでには、平等原則に反する違憲状態となつて

守され続けていかなければならないものと解されるところ、右のような較差は著しく不平等である。

3 そして、選挙人の多い選挙区が選挙人の少ない選挙区より少數の議員定数しか割り当てられていないといういわゆる逆転現象が本件選挙当時において二四例にも達し、そのすべてに付加配分区が関係し、うち一例は付加配分区間において生じている。右の逆転現象は、当初の配分原則に反するのみならず、多数の者が多數の代表を選び得るという民主主義の基本にも触れる質的不平等である。

以上の点を考慮すれば、本件選挙当時における議員定数配分の不均衡によって生ずる投票価値の不平等は、参議院議員選挙が議員定数一〇〇人につき全国を通じて選挙されるという意味で人口比例原則の貫徹した選挙制度を併用していることを考慮しても、なお看過し難い程度に著しいといわざるを得ない。

四 合理的是正期間の徒過

本件定数配分規定は、国民の意見を多角的に国会に反映させることを目指して選挙区ごとに最低一人の議員定数を配分することによって参議院を衆議院と異なる構成としたものであるが、そのことは必然的に投票価値の不均衡を生じさせることとなり、人口数の多い選挙区への付加配分により修正されているとはいえ、右規定が採用された直後の昭和二二年四月の第一回参議院議員選挙当時の議員一人当たりの選挙人数の最大較差は一対二・五一であった。

その後、地方から都会への大量の人口異動によりその較差は拡大の一途をたどり、各参議院議員選挙時における右の最大較差の推移をみると、昭和四六年には五・〇八倍に、昭和五二年には五・二六倍に、昭和五五年には五・三七倍に、昭和五八年には五・五六倍に順次増大した。付加配分区間における定数一人を超える議員

ついては、人口比例の観点に立ち各選挙区における人口の大小に応じこれに比例して、特定の選挙区（付加配分区）に二人ないし六人の偶数の議員数を付加配分する形で制定されたものである。付加配分された総数は五八人であり、地方選出議員数の三八パーセントに当たる。そして、右選挙制度の制定当初、定数が四人以上の選挙区（付加配分区）において定数一人を超える議員一人当たりの選挙人数を比較した場合、最小の選挙区のそれの二倍を超える選挙区は二区にとどまり、大部分は二倍以内に収まっていた。したがって、この五八人については、本件定数配分規定の制定当初、徹底した人口比例の原則に基づいてその配分方法が定められたことは疑う余地がない。

三 本件選挙当時における投票価値の看過し難い不平等

右に述べたような憲法上の要請及び当初の配分原則からみて本件選挙当時における選挙区間の投票価値が到底看過し難い程度の著しい不平等状態になっていたかどうかを検討すると、以下の点を指摘することができる。

1 選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差が最大一対六・五九（以下、較差に関する数値は、すべて概数である。）に達している。投票価値の平等を極めて重要な基準とする以上、右数値は異常に高い。

2 しかも、付加配分区における定数一人を超える議員一人当たりの選挙人数の最大較差は四・五四倍（鹿児島県選挙区に対する神奈川県選挙区）に達し、三倍を超える選挙区が二区（鹿児島県選挙区に対し、埼玉県選挙区が三・五六倍、千葉県選挙区が三・一倍）になっていることは計算上明らかである。前述のとおり付加配分された議員数五八人については、前記憲法上の要請に照らして、特に人口比例原則が忠実かつ厳格に遵

あるべきことをも定めているものと解される。そして、憲法一四条一項、一五条一項、三項、四四条ただし書が投票価値の平等を要求していることは、最高裁昭和四九年(5)第七五号同五一年四月一四日大法廷判決・民集三〇巻三号二二三頁の判示するところである。

もつとも、選挙制度の決定に当たり、投票価値の平等が考慮すべき唯一、絶対の基準とはされておらず、投票価値が数値的に完全に同一であることまでが要求されるものではなく、特に参議院議員については、その代表としての実質的内容ないし機能に独特の要素を持たせるためその選挙制度の仕組みについて正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由を考慮することは許されるのであって、選挙制度の決定について国会は広い裁量権を有するとされる（最高裁昭和五四年(6)第六五号同五八年四月二七日大法廷判決・民集三七巻三号三四五頁参照）。

しかしながら、右憲法上の要請にかんがみ、投票価値の平等は、選挙制度の決定に当たって考慮されるべき極めて重要な基準であるから、単に他の諸要素と並列して論ぜられるべくではなく、参議院議員の選挙制度の仕組みの決定に当たっても十分尊重されるべきものである。

二 参議院議員の選挙制度とその配分原則

現に、参議院議員の選挙制度は、その制定当时、議員定数を二五〇人とした上、これを全国選出議員一〇〇人、地方選出議員一五〇人に区分し、全国選出議員については全都道府県の区域を通じて選挙されるものとし、地方選出議員の選挙区割については、既存の行政区画である都道府県をそのまま用い、まず各選挙区に対し最低一人の定数を一律に配分した（沖縄を除く四六都道府県の地方選出議員総数九一人）が、残余の定数に

公職選挙法（平成六年法律第二号による改正前のもの）第二の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合意性
第一二九九（二七）

請求棄却の判决をすべきであるとする見地からすれば、原判决が本件選舉の違法を宣言した点は誤つており、本件請求は、これを棄却すべきものと考えるのである。

裁判官大野正男、同高橋久子、同尾崎行信、同河合伸一、同遠藤光男、同福田博の反対意見（裁判官尾崎行信、同遠藤光男、同福田博については、本反対意見のほか、後記のような追加反対意見がある。）は、次のとおりである。

私たちは、本件選舉における投票価値の較差は、憲法一四条一項の平等原則に違反し、もはや看過し難い程度に達しているとの多数意見部分に賛成するものであるが、その理由の一部を異にし、また、結局本件選舉當時において本件定数配分規定は違憲と断することはできないとする多数意見の結論には反対であつて、右違憲状態につき憲法上要求される合理的期間内における是正がされていなかつたから本件選舉は違法であるといふべきであると考える。その理由は以下のとおりである。

一 参議院制度と投票価値の平等の原則

参議院（選挙区選出）議員の定数配分規定が、憲法一四条一項の保障する投票価値の平等の要請に違反するか否かを考えるに当たつては、まず、参議院議員選挙につき、各選挙区間において議員定数と選挙人数とが適正に比例すべきであるとの原則をいかに重視すべきかを考慮する必要がある。

憲法四三条一項は「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と規定するところ、「の規定は、両議院の議員が一部の国民のためでなく全國民のために行動すべき使命を有するという行為規範を示すにとどまらず、両議院の議員の選挙制度の仕組みが「全國民の代表」を選挙するのにふさわしい制度で

明らかであるから、その時点における投票価値の不平等状態をもたらしている本件定数配分規定は、法の下の平等を保障した憲法一四条一項の規定に明らかに違反する。よつて、私は、本件定数配分規定を違憲と判断するものであるが、以下の理由により、これを無効とせず、請求棄却の判決をすべきであると考える。すなわち、私は、議員定数配分規定の違憲を理由とする選挙の効力に関する訴訟（以下「定数訴訟」という。）の主たる目的は、係争の議員定数配分規定の違憲性について、将来に向かって警告的判断を下し、国会が自主的に違憲状態にある議員定数配分規定を改正して、較差の速やかな是正を図るよう促すことにあると解する。したがつて、裁判所は、当該選挙に適用された議員定数配分規定の全体について合憲性の有無を客観的に判断するにとどめ、違憲と判断される場合でも、その無効を宣言しないこととするのが妥当であると考える。私が右のように考え、また、いわゆる事情判決の法理によらない理由については、前記意見に詳しく述べたとおりであるから、（二）では、これを引用するにとどめる。

なお、本件選挙後に行われた平成六年法律第四七号による公職選挙法の改正により、定数四人以上の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差が、鹿児島県選挙区と東京都選挙区との間における一対三・四六に是正されたことは、当裁判所に顯著である。したがつて、右に述べた定数訴訟の目的に関する私の見解に従えば、本件定数訴訟の目的は、事実上達成されていることになるが、なお将来にわたる一定の指針を示すという点において、本件訴訟を維持する実益はまだ消滅していないと解する。

したがつて、原審の判断は、本件定数配分規定が本件選挙当時全体として違憲の瑕疵を帯びていたものといふべきであるとした点については是認することができるが、右規定を違憲ではあるが無効とすべきではなく、

て、半数改選を可能にするとともに地域代表的な要素を加味している。そうすると、一人区と他の選挙区との間に存する定数の不均衡については、人口比例主義を適用することはできないので、その部分では、違憲の問題を生じないといわざるを得ない。しかし、定数が四人以上の選挙区における議員定数については、人口比例を考慮した配分がされたものであることが明らかであるから（本件選挙当時の公職選挙法別表第二）、これら選挙区相互間において定数の不均衡が生じているときに、その不均衡状態を国会の裁量権の行使の結果であるとして当然に許容すべきものであるとするることはできない。

私は、さきに、人口比例を考慮した議員定数配分規定について、「議員定数配分規定が、ある選挙区の選挙人について、他の選挙区の選挙人の二倍を超える価値の票を投ずる権利を与えているようなことがあれば、結果的に、地域によって価値の異なる選挙権の行使を認めるいわゆる等級選挙を定めているものとみざるを得ないのであって、憲法一四条の定める法の下の平等の原則違反の問題を生ずるといわなければならない。」と述べ、衆議院について、議員一人当たりの選挙人数の最大較差一対二以上を違憲判断の基準としたが（最高裁判平成三年判決第一一一号同五年一月二〇日大法廷判決・民集四七巻一号六七頁の中の私の意見）、参議院（選挙区選出）議員の各選挙区の議員定数は、制度上、偶数配分が前提となつてゐることを考慮すると、定数四人以上の選挙区相互間の定数配分の不均衡について、それによる較差が、衆議院議員選挙の場合の一倍に当たる最大較差一対四を超えるときは、憲法一四条の規定に反するとするのが相当と考える。

これを本件についてみると、本件選挙施行当時、定数四人以上の選挙区の間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差は、鹿児島県選挙区と神奈川県選挙区との間において一対四・五四に達していたことが計算上

裁判官國部逸夫の意見は、次のとおりである。

私は、原判決を変更し、被上告人の請求を棄却すべきものとする多数意見の結論には同調するが、その理由を異にするので、以下、私の意見を述べることとする。

最高裁昭和五四年(4)第六五号同五八年四月二七日大法廷判決・民集三七巻三号三四五頁は、参議院議員の定数配分規定の定め方について、厳密な意味での人口比例主義を基本とするものではないとし、衆議院議員のそれに比べて国会の裁量の余地を広く認める趣旨の判断をしている(最高裁昭和五六年(4)第五七号同五八年一月七日大法廷判決・民集三七巻九号一二四三頁の中の中村治朗裁判官反対意見参照)。

私は、右大法廷の判断は、参議院議員の選挙制度のうち、衆議院議員の選挙制度と異なる部分がある場合に適用されるべきもので、衆議院議員の選挙制度とその趣旨において同一の部分については、最高裁昭和四九年(4)第七五号同五一年四月一四日大法廷判決・民集三〇巻二号一一三頁に示された、憲法上要求されている投票価値の平等に関する判断が妥当すると考える。

私は、二院制の特色を活かすために、国会の政策として、参議院の構成及びそれに必要な選挙制度を衆議院のそれと異なったものにすることは、憲法四三條一項、四四条ただし書及び四六条の規定に反しない限り、許容されると考えるものである(憲法四七条)。したがつて、国会が、参議院議員選挙の仕組みについて、地域代表的な要素を加味した場合には、その部分については、人口比例主義を基本とすることができない。公職選挙法は、国会の政策として、参議院議員について、全国選出議員ないし現行比例代表選出議員のほかに、地方選出議員ないし現行選挙区選出議員の制度を設け、後者の各選挙区には、最低一人以上の定数偶数配分をし

底看過することができないと認められる程度に達した時から本件選挙までの間に国会が本件定数配分規定を是正する措置を講じなかつたことをもつて、その立法裁量権の限界を超えるものと断定することは困難である。

3 上述したところからすると、本件選挙当時、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差等からして、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたものといわざるを得ないが、本件選挙当時において本件定数配分規定が憲法に違反するに至つていたものと断ずることはできないものというべきである。

四 原判決は、本件定数配分規定が本件選挙当時全體として違憲の瑕疵を帯びていたものというべきであるとしつつ、諸般の事情を総合考慮し、いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法三一条一項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効にすることによる不当な結果を回避することもあり得るとの法理に従い、「選挙自体は無効とせず、本件請求を棄却した上、大阪府選挙区における本件選挙が違法である旨を主文において宣言したものであるが、原判決は、前記判示と抵触する点において失当であり、その限度において変更を免れない。」

以上の次第であるから、原判決には、憲法の解釈、適用を誤つた違法があり、本件上告は、その限りにおいて理由があるから、原判決を変更して、被上告人の請求を棄却することとする。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇八条、九六条、八九条に従い、裁判官園部逸夫の意見、裁判官大野正男、同高橋久子、同尾崎行信、同河合伸一、同遠藤光男、同福田博の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

ところで、憲法が、二院制を採った上、参議院については、その議員の任期を六年としていわゆる半数改選制を採用し、その解散を認めないものとしている趣旨にかんがみると、参議院（選挙区選出）議員については、議員定数の配分をより長期にわたって固定し、国民の利害や意見を安定的に国会に反映させる機能をそれを持たせることとするとともに、立法政策として合理性を有するものと解されるところであり、公職選挙法が、衆議院議員については、選挙区割及び各選挙区ごとの議員定数を定めた別表の末尾に、五年ごとに直近に行われた国勢調査の結果によつて更正するのを例とする旨の定めを置いていたのに対し、参議院（選挙区選出）議員の定数配分規定には「うした定めを置いていない」とも、右のような立法政策の表れとみるとることができる。そして、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差が当該選挙制度の仕組みの下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度に達したかどうかの判定は、右の立法政策をふまえた複雑かつ高度に政策的な考慮と判断の上に立つて行使されるべき国会の裁量的権限の限界にかかる困難なものであり、かつ、右の程度に達したと解される場合においても、どのような形で改正するかについて、なお種々の政策的又は技術的な考慮要素を背景とした議論を経ることが必要となるものと考えられる。また、昭和六三年一〇月には、前記一対五・八五の較差について、いまだ違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたとするには足りないという前掲第一小法廷の判断が示されており、その後を通じ、本件選挙当時まで当裁判所が参議院議員の定数配分規定につき投票価値の不平等が違憲状態にあるとの判断を示したことはなかつた。

以上の事情を総合して考察すると、本件において、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差が到

りの選挙人数の較差の是正を図ることには技術的な限界があることは明らかであるが、本件選挙後に行われた平成六年法律第四七号による公職選挙法の改正により、総定数を増減しないまま七選挙区で改選議員定数を四増四減する方法を採つて、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差が一対四・九九に是正されたことは、当裁判所に顕著である。

そうすると、本件選挙当時の較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、前記のよつた参議院（選挙区選出）議員の選挙制度の仕組み、是正の技術的限界、参議院議員のうち比例代表選出議員の選挙について各選挙人の投票価値に何らの差異もないこと等を考慮しても、右仕組みの下においてもなお投票価値の平等の有すべき重要性に照らして、もはや到底看過することができないと認められる程度に達していたものと、いふばかりなく、これを正当化すべき特別の理由も見出せない以上、本件選挙当時、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたものと評価せざるを得ない。

2 そこで、次に、本件選挙当時、右の不平等状態が相当期間継続し、これを是正する何らの措置も講じないことが、前記のよつた国会の裁量的権限に係るものであることを考慮してもその許される限界を超えていたと断定すべきかどうかについて検討する。

昭和六一年七月六日施行の参議院議員選挙当時における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数の最大較差が一対五・八五であったことは前記のとおりであるが、その後の較差の拡大による投票価値の不平等状態は、右較差の程度、推移からみて、右選挙後でその六年後の本件選挙より前の時期において到底看過することができないと認められる程度に至っていたものと推認することができる。

人当たりの選挙人数の最大較差一対五・二六（以下、較差に関する数値は、すべて概数である。）について、
いまだ許容限度を超えて違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたとするには足りない旨判示
し、さらに、最高裁昭和五七年（甲）第一七一号同六一年三月二七日第一小法廷判決・裁判集民事一四七号四三一
頁は、昭和五五年六月二二日施行の参議院議員選挙当時の最大較差一対五・三七について、最高裁昭和六二年
（甲）第一四号同六二年九月二四日第一小法廷判決・裁判集民事一五一号七一一頁は、昭和五八年六月二六日施行
の参議院議員選挙当時の最大較差一対五・五六について、最高裁昭和六二年（甲）第一二七号同六三年一〇月二二
日第一小法廷判決・裁判集民事一五五号六五頁は、昭和六一年七月六日施行の参議院議員選挙当時の最大較差
一対五・八五について、いずれも、いまだ違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたとするに
は足りない旨判示している。しかし、その後も選挙区間の議員一人当たりの選挙人数の最大較差は更に拡大の
一途をたどり、原審の適法に確定したところによれば、平成四年七月二六日施行の本件選挙当時においては、
選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差が最大一対六・五九にまで達していたというのである。

前記のとおり、各選挙区への議員定数の配分につき厳格な人口比例主義を唯一、絶対の基準とすべきことま
では要求されていないにせよ、投票価値の平等の要求は、憲法一四条一項に由来するものであり、国会が選挙
制度の仕組みを定めるに当たって重要な考慮要素となることは否定し難いのであって、国会の立法裁量権にも
おのずから一定の限界があることはいうまでもないところ、本件選挙当時の右較差が示す選挙区間における投
票価値の不平等は、極めて大きなものといわざるを得ない。また、公職選挙法が採用した前記のよつた選挙制
度の仕組みに従い、参議院（選挙区選出）議員の全体の定数を増減しないまま選挙区間における議員一人当たり

公職選挙法（平成六年法律第二号による改正前のもの）一四条、別表
第二の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性

も重要な基本的な基準とする選挙制度の場合と比較して、一定の譲歩を免れないと解さざるを得ない。また、社会的、経済的変化の激しい時代にあって不斷に生ずる人口の異動につき、それをどのような形で選挙制度の仕組みに反映させるかなどの問題は、複雑かつ高度に政策的な考慮と判断を要求するものであつて、その決定は、種々の社会情勢の変動に対応して適切な選挙制度の内容を決定する責務と権限を有する国会の裁量にゆだねられているところである。したがつて、議員定数配分規定の制定又は改正の後、人口の異動が生じた結果、それだけ選挙区間における議員一人当たりの選挙人数又は人口の較差が拡大するなどして、当初における議員定数の配分の基準及び方法と現実の配分の状況との間にそごを来たしたとしても、その一事では直ちに憲法違反の問題が生ずるものではなく、その人口の異動が当該選挙制度の仕組みの下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態を生じさせ、かつ、それが相当期間継続して、このような不平等状態を是正する何らの措置も講じないことが、複雑かつ高度に政策的な考慮と判断の上に立つて行使されるべき国会の裁量的権限に係るものであることを考慮してもその許される限界を超えると判断される場合に、初めて議員定数の配分の定めが憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

以上は、昭和五八年大法廷判決の趣旨とするところでもある。

三 右の見地に立つて、以下、本件選挙当時の公職選挙法の一四条及び別表第一の参議院（選挙区選出）議員定数配分規定（以下「本件定数配分規定」という。）の合憲性について検討する。

1 昭和五八年大法廷判決は、昭和五二一年七月一〇日施行の参議院議員選挙当時における選挙区間の議員一

は、国民各自、各層の利害や意見を公正かつ効果的に国会に代表させるための方法として合理性を欠くものとはいはず、国会の有する立法裁量権の合理的な行使の範囲を逸脱するものであると断することはできない。憲法四三条一項は、両議院は全国民を代表する選挙された議員で組織すると定めるが、右規定にいう議員の国民代表的性格とは、本来的には、両議院の議員は、その選出方法がどのようなものであるかにかかわらず、特定の階級、党派、地域住民など一部の国民を代表するものではなく全国民を代表するものであつて、選挙人の指図に拘束されるとなく独立して全国民のために行動すべき使命を有することを意味し、右規定が両議院の議員の選挙制度の仕組みについて何らかの意味を有するとしても、全国をいくつかの選挙区に分けて選挙を行う場合には、常に各選挙区への議員定数の配分につき厳格な人口比例主義を唯一、絶対の基準とすべき」とまでを要求するものとは解されないし、前記のよつた形で参議院（選挙区選出）議員の選挙制度の仕組みについて事実上都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素を加味したからといって、これによつて選出された議員が全國民の代表であるといふ性格と矛盾抵触することになるといふこともできぬ。

このように公職選挙法が採用した参議院（選挙区選出）議員についての選挙制度の仕組みが国会にゆだねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものである以上、その結果として各選挙区に配分された議員定数とそれぞの選挙区の選挙人数又は人口との比率に較差が生じ、そのために選挙区間における選挙人の投票価値の平等がそれだけ損なわれることとなつたとしても、先に説示したとおり、これをもつて直ちに右の議員定数の定めが憲法一四条一項等の規定に違反して選挙権の平等を侵害したものとすることはできないといわなければならぬ。すなわち、右のような選挙制度の仕組みの下では、投票価値の平等の要求は、人口比例主義を最

いし八人の偶数の議員数を配分したものであることが制定経過に徴して明らかである。昭和二十五年に制定された公職選挙法の一四条及び別表第二の議員定数配分規定は右の参議院議員選挙法の別表の定めをそのまま引き継いだものであり、その後、沖縄返還に伴つて昭和四六年法律第一三〇号により沖縄県選挙区の議員定数一人が付加された外は、平成四年七月二六日施行の本件参議院議員選挙（以下「本件選挙」という。）当時まで右定数配分規定に変更はなかった。なお、昭和五七年法律第八一号による公職選挙法の改正により、参議院議員選挙について拘束名簿式比例代表制が導入され、各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員一〇〇人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員一五一人に区分されることとなつたが、議員定数及び議員定数配分規定には何ら変更はなく、比例代表選出議員は、全都道府県を通じて選出されるものであり、各選挙人の投票価値に差異がない点においては、従来の全国選出議員と同様であり、選挙区選出議員は従来の地方選出議員の名称が変更されたにすぎないものといふことができる。

右のよつた参議院議員の選挙制度の仕組みは、憲法が二院制を採用した前記の趣旨から、ひとしく全國民を代表する議員であるといふ枠の中につても、参議院議員の選出方法を衆議院議員のそれとは異ならせることによつてその代表の実質的内容ないし機能に独特の要素を持たせようとする意図の下に、参議院議員を全国選出議員ないし比例代表選出議員と地方選出議員ないし選挙区選出議員とに分け、後者については、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し政治的に一つのまとまりを有する単位としてとらえ得ることに照らし、これを構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとしたものであると解することができる。したがつて、公職選挙法が定めた参議院議員の選挙制度の仕組み

和五四年(昭和六年)五月同五八年四月二七日大法廷判決・民集三七卷三号三四五頁（以下「昭和五八年大法廷判決」という。）、最高裁昭和五六六年(昭和五年)第五七号同五八年一月七日大法廷判決・民集三七卷九号一二四三頁、最高裁昭和五九年(昭和第三三九号同六〇年七月二七日大法廷判決・民集三九卷五号一一〇〇頁及び最高裁平成三年(昭和第一一一年)一月二〇日大法廷判決・民集四七卷一号六七頁の趣旨とするところでもあって、これを変更する要をみない。

二 憲法は、国会を衆議院と参議院の両議院で構成するものとし（四二条）、各議院の権限及び議員の任期等に差異を設けているが、その趣旨は、衆議院と参議院とがそれぞれ特色のある機能を發揮することによつて、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにある。右の二院制採用の趣旨を受け、参議院議員選挙法（昭和二二年法律第一一号）は、参議院議員の選挙について、衆議員議員のそれとは著しく趣を異なる選挙制度の仕組みを設け、参議院議員（五〇人）を全国選出議員一〇〇人と地方選出議員一五〇人に区分した。右のうち、全国選出議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとしており、その結果、各選挙人の投票価値には何ら差異がない。一方、地方選出議員については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとしている。そして、各選挙区ごとの議員定数については、憲法が参議院議員は三年ごとにその半数を改選すべきものとしていることに応じて、各選挙区を通じその選出議員の半数が改選されることになるように配慮し、定数は偶数としその最小限を一人とする方針の下に、昭和二一年当時の総人口を定数一五〇で除して得られる数値で各選挙区の人口を除し、その結果得られた数値を基準とする各都道府県の大小に応じ、これに比例する形で一人な

るにとどまらず、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等をも要求するものと解するのが相当である。

しかしながら、もともと右にいう投票価値は、議会制民主主義の下において国民各自、各層の様々な利害や意見を公正かつ効果的に議会に代表させるための方法としての具体的な選挙制度の仕組みをどのように定めるかによって何らかの差異を生ずることを免れない性質のものである。そして、憲法は、国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという制約の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（四三条、四七条）、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の広い裁量にゆだねているのである。したがって、憲法は、右の投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準としているものではなく、国会は、正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由をしんしやすくして、その裁量により、衆議院議員及び参議院議員それぞれについて公正かつ効果的な代表を選出するという目標を実現するために適切な選挙制度の仕組みを決定することができるのであって、投票価値の平等は、原則として、国会が正當に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならない。それゆえ、国会が具体的に定めたところのものがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって右の投票価値の平等が損なわれることになつても、やむを得ないものと解すべきである。

以上は、最高裁昭和四九年(判)第七五号同五年四月一四日大法廷判決・民集二〇巻二号一一三頁、最高裁昭

島根県	二人	徳島県	一人
岡山県	四人	香川県	一人
広島県	四人	愛媛県	二人
山口県	二人	高知県	二人
		熊本県	四人
		福岡県	六人
		佐賀県	二人
		長崎県	二人
		鹿児島県	四人
		宮崎県	二人
		沖縄県	二人
		大分県	二人

○ 主 文

原判決を次のとおり変更する。

被上告人の請求を棄却する。

訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

○ 理 由

上告代理人増井和男、同鈴木健太、同青野洋士、同名取俊也、同石川利夫、同赤西芳文、同塚本伊平、同石田裕一、同竹中博司、同太田清一、同坂入富士雄、同高木哲夫、同信本勉、同川端龍彦の上告理由について
 一 議会制民主主義を探る日本国憲法の下においては、國權の最高機關である国会を構成する衆議院及び參議院の各議員を選挙する権利は、國民の國政への参加の機會を保障する基本的権利であつて、憲法は、その重要性にかんがみ、これを國民固有の権利であると規定した（一五条一項）上、一四条一項の定める法の下の平等の原則の政治の領域における適用として、成年者による普通選挙を保障するとともに、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて選挙人の資格を差別してはならないものと定めている（一五条二項、四四条ただし書）。この選挙権の平等の原則は、単に選挙人の資格における右のような差別を禁止す

い。
定を是正する措置を講じなかつたことをもつてその立法裁量権の限界を超えるものと断定することはできず、右議員定数配分規定は、右選挙當時、憲法一四条一項に違反するに至つていたものと断することはできな

(意見及び反対意見がある。)

【参照】憲法一四条一項　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

公職選挙法（平成六年法律第二号による改正前のもの）一四条 参議院（選挙区選出）議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第一で定める。

同法（平成六年法律第二号による改正前のもの）別表第一

選挙区	議員数
北海道	八人
青森県	二人
岩手県	二人
宮城県	二人
山形県	二人
秋田県	二人
福島県	四人
茨城県	四人
栃木県	四人
群馬県	四人
埼玉県	四人
千葉県	四人
東京都	八人
神奈川県	四人
新潟県	四人
富山県	二人
石川県	二人
福井県	二人
山梨県	二人
長野県	二人
岐阜県	二人
静岡県	四人
愛知県	六人
三重県	二人
滋賀県	二人
京都府	四人
大阪府	六人
兵庫県	六人
奈良県	二人
和歌山县	二人
鳥取県	二人

○選挙無効請求事件

(平成六年九月二一日大法廷判決 破棄自判)

【上告人】 被告 大阪府選挙管理委員会 代理人 増井和男 外二三名

【被上告人】 原告 選定当事者 川副昭人 代理人 山本次郎 外三名

【第一審】 大阪高等裁判所 平成五年一二月一六日判決

○判示事項

公職選挙法(平成六年法律第二号による改正前のもの)一四条別表第二の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性

○判決要旨

公職選挙法(平成六年法律第二号による改正前のもの)一四条別表第二の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下で、平成四年七月二六日の参議院議員選挙当時、選挙区間ににおける議員一人当たりの選挙人数の較差は最大一対六・五九に達しており、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたものといわざるを得ないが、右較差が右の程度に達した時から右選挙までの間に国会が右議員定数配分規

公職選挙法(平成六年法律第二号による改正前のもの)
第二の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性 別表

二二八三 (一)